

令和7年習志野市教育委員会第4回定例会

日時: 令和7年4月23日(水)15時00分

場所: 市庁舎3階大会議室

日 程	審議順
1 会議録の承認	(予定)
2 報告事項	
(1) 令和7年習志野市議会第1回定例会一般質問等について	(教育総務課) 1
(2) 令和6年度末教職員の人事異動等について	(学務課) 2
※(3) 臨時代理の報告について (令和7年度習志野市立小・中・高等学校学校運営協議会委員の任命について)	(指導課) 6
(4) 令和7年度指導重点事項について	(指導課) 3
(5) 令和6年度いじめアンケート集計結果と令和7年度いじめ未然防止施策について	(指導課) 4
3 議決事項	
※議案第18号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について	(教育総務課) 7
※議案第19号 習志野市社会教育委員の委嘱について	(社会教育課) 8
※議案第20号 習志野市史編さん委員会委員の委嘱について	(社会教育課) 9
※議案第21号 習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について	(生涯スポーツ課) 10
※議案第22号 習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について	(中央公民館) 11
4 協議事項	
協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について 令和7年5月28日(水)午後3時00分	5
5 その他	

※は非公開の見込み

令和7年習志野市教育委員会第4回定例会 議題概要

【報告事項(3)並びに議案第18号ないし第22号については非公開の見込み】

報告事項(1)

令和7年習志野市議会第1回定例会一般質問等について

・令和7年習志野市議会第1回定例会における一般質問等について、報告するものです。

報告事項(2)

令和6年度末教職員の人事異動等について

・令和6年度末教職員の人事異動等について、報告するものです。

報告事項(3)【非公開予定】

臨時代理の報告について

(令和7年度習志野市立小・中・高等学校学校運営協議会委員の任命について)

・令和7年度習志野市立小・中・高等学校学校運営協議会委員の任命について、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、報告するものです。

報告事項(4)

令和7年度指導重点事項について

・令和7年度指導重点事項について、報告するものです。

報告事項(5)

令和6年度いじめアンケート集計結果と令和7年度いじめ未然防止施策について

・令和6年度いじめアンケート集計結果と令和7年度いじめ未然防止施策について、報告するものです。

議案第18号【非公開予定】

習志野市通学区域審議会委員の委嘱について

・習志野市通学区域審議会条例第2条の規定により、委嘱するものです。

議案第19号【非公開予定】

習志野市社会教育委員の委嘱について

・社会教育法第15条並びに習志野市社会教育委員の設置に関する条例第2条及び第3条の規定により、委嘱するものです。

議案第20号【非公開予定】

習志野市史編さん委員会委員の委嘱について

・習志野市史編さん委員会条例第3条第1項及び第2項の規定により、委嘱するものです。

議案第21号【非公開予定】

習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

・習志野市スポーツ推進審議会条例第4条の規定により、委嘱するものです。

議案第22号【非公開予定】

習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について

・社会教育法第29条及び第30条並びに習志野市教育機関設置及び管理に関する条例第9条の規定により、委嘱するものです。

報 告 事 項(1)

令和7年習志野市議会第1回定例会一般質問等について

令和7年習志野市議会第1回定例会における一般質問等について、別紙のとおり報告する。

令和7年4月23日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

令和7年第1回定例会一般質問一覧表

教育委員会

日程	通告 No.	議員名〔党派名〕	通告内容	担当課	質問 時間	頁
2月26日	1	金子 友之 (真政会)	該当なし		60	
	2	央 重則 (環境みらい)	4. 教育問題について (1)不登校等の問題について 不登校の児童生徒数の全国及び本市における状況について伺いたい。また、いじめを原因とする不登校の状況について伺いたい。 (2)学びの多様化学校について 学びの多様化学校に期待する効果について伺う。	指導課 指導課	80	1
	3	宮内 一夫 (市民の会)	該当なし		80	
	4	丸山 秀雄 (公明党)	該当なし		60	2
2月27日	5	田中 慶子 (公明党)	3. 学びの多様化学校について (1)設置概要と進捗状況について 【荒原議員4. (1)と同内容】	指導課 学務課	60	3
	6	市角 雄幸 (環境みらい)	該当なし		60	
	7	金井 宏志 (公明党)	2. 特別支援教育について (1)特別支援学校教諭免許の保有状況について (2)教育支援委員会に必要な検査について 特別支援学級や通級指導教室に入級・入室を希望する未就学児が受けている検査にかかる、保護者の費用負担について伺う 【谷岡議員6. (1)と同内容】	学務課 指導課	60	3
	8	平川 博文 (都市政策研究会)	該当なし		80	
2月28日	9	寺川 貴隆 (環境みらい)	2. 学校給食費について 前回議会で令和7年度における学校給食費の改定、義務教育における増額の公費負担が示された。改定金額、公費負担額はいくらかになるのか。また、令和8年度以降も公費負担とするつもりはあるのか伺う 3. 通学路の安全対策について 通学路の安全対策に関する取り組み方針として、本市ではどのような整備基準、指針に基づいて安全対策を行っているのか伺う 4. いじめ・不登校について いじめ・不登校の現状はどうか伺う	保健体育安全課 保健体育安全課 指導課	70	5
	10	谷岡 隆 (日本共産党)	6. 子どもの権利条約の視点で特別支援教育を考える (1)教育支援委員会の審査(知的障がい、自閉症・情緒障がい)で提出する心理検査の種類、それぞれの検査の目的と活用はどうか。田中ビネー知能検査で自閉症・情緒障がい特別支援学級やLD・ADHD等通級指導教室の子どもたちの支援・指導に十分対応できるのか。 【金井議員2. (2)と同内容】	指導課	70	8
	11	三代川 雄哉 (真政会)	4. 部活動地域移行について (1)現状と来年度の取組について	保健体育安全課	60	9
	12	相原 和幸 (元氣な習志野をつくる会)	3. 市内小中学校における教育相談員及び学校司書の配置状況について	指導課	50	9
3月3日	13	大宮 こうた (明日の習志野)	3. 子どもにやさしい街について (1)憲法の定める「義務教育の無償」原則の真の実現 ①地方財政における学校徴収金の扱い、学校徴収金における「受益者負担の原則」の法的妥当性 地方自治法上の学校徴収金の位置付けと公会計化の検討状況、学校徴収金を「受益者負担の原則」に基づいて保護者に負担を求める法的妥当性について伺う。 (2)小中学校の適正規模・適正配置 ①児童数が大きく減少する見込みの秋津・袖ヶ浦西小学校への追加的対応 「令和6年度小・中学校児童・生徒数及び学級数推計」に関し、全ての学年が単学級になると推計された秋津小学校、袖ヶ浦西小学校に対し、小規模特認校という対応だけでは十分でないと考えているが、今後の対応を伺う。	教育総務課 教育総務課 学務課 指導課	80	10
	14	佐藤 まり (市民の会)	該当なし		70	

令和7年第1回定例会一般質問一覧表

教育委員会

3月3日	15	荒原 ちえみ (日本共産党)	4. 「習志野市学びの多様化学校」の4月開室に向けて (1)「習志野市学びの多様化学校」の現状について 4月の開室にむけて現在の進捗状況を伺う。 【田中慶子議員3. (1)と同内容】 5. 学校体育館へのエアコン設置状況について (1)エアコン設置の進捗状況について エアコン設置の概要について伺う。 6. 学校給食費無償化に向けて (1)学校給食費の中学3年生の無償化を求める	指導課 学務課	80	13
	16	木村 孝 (民意と歩む会)	1. 秋津サッカー場について (5)これまでの当局答弁の内容のファクトチェックについて ①これまでの答弁は事実と一致しているか。過去の文教福祉常任委員会や議会答弁と実際の計画・データを照らし合わせ、食い違いがないか確認したい。市として丁寧な説明が求められるのではないかと。 R4年3月、文教福祉常任委員会において、生涯スポーツ課の課長は次のように答弁しました。「市民と代表が触れ合うということはこれまでになかった」という記録がありますが、私自身は何度か秋津サッカー場で子どもたちを率い、日本代表選手たちと交流した経験があります。試合後、選手たちは駐車場のバスへ移動する際、多くのファンが待っており、写真撮影やサインなどで気軽にファンサービスを行っている姿を目撃しました。また、このようなファンサービスは、SNSでも言及されています。そのため、課長の答弁が虚偽である可能性はないでしょうか。更に、「1年で1回も日本代表が練習に来ないことは容易に想像できます」という答弁についても、事実と異なるものではないかと、疑問があります。 生涯学習部主幹の答弁によると、「芝の管理費は年間2000万円かかる」と会議録に記載されていますが、実際の維持管理費は1220万円であるという正確な数字があります。因みに施設建物の維持管理費は、天然芝であろうと人工芝であろうと同様に必要です。さらにNHKで放送された番組によると、「秋津サッカー場の年間維持管理費が3000万円」という説明がありましたが、これはまさに、事実と異なるフェイクニュースではないかと。市から取材した情報を基にNHKは報道したので、市は捏造した数字をNHKに提供したと言わざるを得ない。NHK番組の映像に写る課長コメントによると、「人工芝でコストを抑える、コスト面は大幅に削減できる」と話していた。これも、全く事実と異なる説明ではないかと。悪意を持ってフェイクニュースを流していると言わざるを得ない。人工芝の方が、初期費用と総額で大幅なコストがかかることは、証明されている。 (6)人工芝化後の年間使用料と稼働率の見込みについて ①人工芝化後、年間使用料を幾らと見込んでいるのか。また、稼働率は何%と想定しているのか。他自治体の人工芝グラウンドの実績を踏まえ、試算の根拠を示してほしい。 (7)人工芝の張替え工事期間による影響について ①今回の人工芝化工事は6か月を要し、その間グラウンドは使用不可となり、さらに10年ごとに張替え工事が発生し、毎回6か月間使用不可となる。これにより、人工芝化後の稼働率が低下するのではないかと。長期的な視点での影響をどのように評価しているのか。 (8)年間利用実績の詳細について ①秋津サッカー場が実際に、どのように利用されたのか。年間利用実績の詳細データを提示してほしい。利用者数・時間帯・用途(大会・練習・イベント等)の分類も含めて示してください。 (9)人工芝化による利用増加の試算根拠について ①秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針では、現状の稼働こま数330→人工芝化後1,081と試算されている。この試算の根拠を具体的に示してください。平日日中の利用状況を踏まえ、本当に3倍の利用増が可能なのか。 (10)秋津サッカー場の高付加価値と市民還元について ①スペインのレアル・ソシエダが秋津サッカー場の天然芝を高く評価し、日本ツアーの際、国立競技場での試合前日に、秋津サッカー場で練習を実施し、天然芝での30分のサッカークリニック付きチケットが、バック販売で300万円もの価値をはじき出した。今後も同様な高付加価値なイベントが企画される見通しがある。レアル・ソシエダ側と協力し、この収益の一部還元や市民サービスへと還元する方法を検討すべきではないかと。	生涯スポーツ課	80	15
3月4日	17	佐野 正人 (民意と歩む会)	該当なし		60	
	18	入沢 としゆき (日本共産党)	4. 「過大規模」の鷺沼小学校建設事業について 文部科学省は「きめ細やかな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい」などと大規模校の課題を挙げ、過大規模校については速やかに解消を図るように設置者に促している。設置者である宮本市長は50学級を超える過大校の鷺沼小学校がふさわしい教育環境と考えるのか、併せて、国からの補助金はどういうものを申請しようとしているのか、伺う。	教育総務課	80	22
	19	鴨 哲登志 (民意と歩む会)	該当なし		80	
	20	関根 洋幸 (元氣な習志野をつくる会)	該当なし		60	

【教育委員会】令和7年第1回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/1	2	中央重則	4	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		本答弁	4. 教育問題について (1) 不登校等の問題について 不登校の児童生徒数の全国及び本市における状況について伺いたい。また、いじめを原因とする不登校の状況について伺いたい。	不登校児童生徒数は、全国的に増え続けており、本市においても同様の傾向となっている。本市における令和5年度の不登校児童生徒の状況を上げると小学生で226名、中学生で273名となっている。このうち、いじめを原因とする事案については、3件把握しており、現在においては、いじめは解消されていることを確認している。いじめの有無については、いじめアンケートの回答だけで判断するのではなく、教育相談週間において、担任等との面接を行うことや、児童生徒が次の日の連絡事項や日々の生活で感じたことを記載する生活ノート等を担任が確認する中で、児童生徒一人ひとりの人間関係や心理状態の把握に努めている。また、深刻ないじめが認知された場合は、校内において「いじめ防止等の対策のための組織」を立ち上げ、本人及び関係する児童生徒や保護者への対応に学校体制で取り組んでいる。今後もいじめが深刻化する場合は、教育委員会に速やかに報告するよう再度周知を図り、学校と教育委員会が連携して児童生徒に寄り添った支援を行えるよう引き続き努めていく。	今後もいじめが深刻化する場合 は、教育委員会に速やかに報告 するよう再度周知を図り、学校 と教育委員会が連携して児童生 徒に寄り添った支援を行えるよ う引き続き努めていく。	済
R7/1	2	中央重則	4	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		再質問1	前回議会で、いじめアンケートについて指摘した際に、しっかりと説明しないといけないとの答弁があったが、その説明をしてほしい。また、未回収の児童生徒に対して、どのような対応をしたのか。	令和5年度のいじめアンケートにおいて、未回収であった人数は1,2,3学期合わせた延べ人数で小学校が98名、中学校が36名である。未回収になった主な理由としては、家庭訪問や電話での連絡を試みたものの回答が得られなかったとする児童生徒の延べ人数が、小学校では57名、中学校では19名であり、また、本人や保護者の意向で回答が得られなかったとする児童生徒の延べ人数が、小学校では6名、中学校では2名である。その他の理由でアンケートが回収できない児童生徒を含め、これらの児童生徒に対するいじめアンケートは回収できていないことから、令和6年度においては、未回収となりそうな児童生徒には、電話連絡や家庭訪問を行う中で容易に連絡が取れない場合においても、諦めず、アプローチの仕方を工夫して、本人や保護者に聞き取りをしたうえで、いじめの有無について確認するよう各学校に再度指示している。このように、どの児童生徒においても状況をできるだけ把握するよう努めているところであり、令和6年度のいじめアンケートの回収率は上がっている。今後も、児童生徒一人ひとりの声を聞き取る努力を続けていく。	今後も、児童生徒一人ひとりの 声を聞き取る努力を続けてい く。	済
R7/1	2	中央重則	4	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		再質問2	前回議会で、児童生徒に寄り添った支援に努めていくとの答弁があったが、具体的にはどのような支援をしているのか。	教育長答弁にもあったように、いじめアンケートや教育相談、生活ノート等、担任と児童生徒とのやり取りの中で、いじめを認知した際には、いじめを受けた児童生徒及び関係児童生徒、周りの児童生徒等から聞き取りを行い、事実関係を確認したうえで、丁寧に指導を行っている。また、いじめの内容や児童生徒へ行った指導については、関係する保護者に説明し、学校と保護者が連携をとりながら、再発防止に努めている。また、いじめが原因で不登校になる傾向が見られた場合は、家庭への電話連絡や家庭訪問、保護者との面談等を通して、児童生徒の悩みや不安が取り除けるよう、担任を中心に校内の教職員だけでなくスクールカウンセラーや総合教育センターの教育相談員等とも連携し、安心して登校できる体制を整えている。あわせて、放課後登校やオンライン授業、訪問相談員の派遣等幅広く支援を提案し、学校とのつながりが継続するよう努めている。様々な起因の中で教職員の言動により、児童生徒が、前向きに、学校に通えなくなっている事案についても把握している。この場合においても今後も学校とさらに連携することに加え、指導課だけで対応するのではなく、教育委員会内で情報を共有・連携し、児童生徒への言葉遣いや話し方等にも気を配り、丁寧に対応するよう各学校に指導していく。	様々な起因の中で教職員の言動 により、児童生徒が、前向き に、学校に通えなくなっている 事案についても今後も学校とさ らに連携することに加え、指導 課だけで対応するのではなく、 教育委員会内で情報を共有・連 携し、児童生徒への言葉遣いや 話し方等にも気を配り、丁寧に 対応するよう各学校に指導して いく。	済
R7/1	2	中央重則	4	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		要望	令和6年度からは教職員の言動による不登校について、今答弁した内容のことしっかりと対応してほしい。	-	答弁した内容について丁寧に 対応していく。	済
R7/1	2	中央重則	4	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		再質問3	いじめが深刻化した場合の校内での「いじめ防止等の対策のための組織」の構成メンバーと対策組織を立ち上げるような事案は何件あるのか。	「いじめ防止等の対策のための組織」は、学校ごとに設置され、いじめ防止の中核となる組織である。この組織は、校長、教頭、生徒指導主任、当該児童生徒の関係職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有するスクールカウンセラー等で構成されている。令和5年度に開催された件数は、小学校で65件、中学校で25件、令和6年度においては、2月21日時点で小学校で85件、中学校で63件となっている。主ないじめの内容としては、もの隠しや悪口、SNS上での誹謗中傷等となっている。現在も解決に向けて継続して対応している事案が11件あるため、学校と教育委員会が情報を共有し、引き続きいじめの解決に向けて丁寧に対応していく。	現在も解決に向けて継続して 対応している事案が11件ある ため、学校と教育委員会で情報 を共有し、引き続きいじめの解 決に向けて丁寧に対応していく。	済
R7/1	2	中央重則	4	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(2)		本答弁	4. 教育問題について (2) 学びの多様化学校について 学びの多様化学校に期待する効果について伺う。	学びの多様化学校は、文部科学省が増加する不登校児童生徒への対策として取りまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」、通称COCOLOプランに基づき、不登校児童生徒の多様な教育機会を提供するため、設置を促進しているものである。本市においては、特に小学生の不登校の増加が顕著であり、義務教育9年間の中でできるだけ早い段階で支援を行うことが将来的に円滑な学校復帰へつながらと捉え、小学生を対象とする学びの多様化学校の設置に向けて準備を進め、令和7年4月の開設に見通しが立ったところである。教育委員会としては、千葉県では小学校として初めてとなる学びの多様化学校を運営するにあたって、次の2点を目的として成果を期待している。1点目として、小学生の段階から不登校児童の学びの機会を提供することで、中学校に進学するまでの学力を保障することである。2点目としては、大きな集団の中で学ぶことに課題がある児童が少人数集団の中で学ぶことで、自己肯定感を少しでも高め、児童にとっての居場所を確保することである。不登校児童一人ひとりが輝く場となるよう、今後も教育委員会と学校が連携し、取り組んでいく。	今後も動向を注視していく。	済

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/1	2	中央重則	4	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(2)		再質問1	現時点で、入室を希望している児童は何名か伺う。	現在、審議をしている段階なので、人数は答えられない。	-	-
R7/1	2	中央重則	4	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(2)		再質問2	市内の遠くの地域から分教室のある第三中学校へ通学することが難しい児童について伺う。	分教室への通学については、児童が継続して登下校ができるよう公共交通機関を利用した通学方法や保護者による送迎など、在籍する児童の保護者と相談した上で決めていく。第三中学校は本市の中央地区に位置し、京成津田沼駅を経由して第三中学校の正門前に停車するバス路線もあることから、公共交通機関による通学も可能であると認識している。	-	-
R7/1	2	中央重則	4	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(2)		再質問3	学区の学校でさえ登校できない児童生徒が、分教室のある第三中学校まで通うことが大変だという認識はあるか伺う。	学区の小中学校へ登下校する場合、七中の一部の生徒による自転車通学を除いては、徒歩による通学が基本となる。学びの多様化学校へ登下校する児童については、東部地区の「フレンドあいあい」と同様に、公共交通機関、または場合によっては保護者の送迎等といったものと同様の考えであると捉え、保護者しっかりと相談した上でどのような通学方法がよいのかということを検討していきたいと考えている。	保護者しっかりと相談した上でどのような通学方法がよいのかということを検討していきたいと考えている。	済
R7/1	2	中央重則	4	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(2)		再質問4	学びの多様化学校ではICTを活用したオンライン授業を実施する考えはあるのか伺う。	袖ヶ浦西小学校分教室は特別な教育課程を進める中で、児童の社会的自立へ向けて学校生活を送ることを前提としている。これにより、児童の自己肯定感を高めるためのわかる授業を意識した学習指導や、よりよい人間関係づくりを目指している。しかしながら、在籍する児童は不登校の実態が認められることから登校が安定しないことも予想される。これらを踏まえ、児童の状況により児童・保護者・教職員で協議し、オンライン授業も含めた学習機会の提供についてその都度、検討していく。	児童の状況により児童・保護者・教職員で協議し、オンライン授業も含めた学習機会の提供についてその都度、検討していく。	済
R7/1	2	中央重則	4	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(2)		再質問5	小学校だけでなく、受験があるので中学校の学びの多様化学校も必要ではないのか。	中学校においては、普通教室とは別の落ち着いた空間の中、生徒が自分に合ったペースで学習や生活することができる校内教育支援センターの設置を平成15年度から開始し、平成19年度には、すべての中学校へ設置した。校内教育支援センターでは、教職員と教育相談員が連携して学習指導や教育相談、進路指導について生徒一人ひとりに寄り添った対応を行っている。中学生を対象とする学びの多様化学校の設置については、現段階で考えていないが、今後、袖ヶ浦西小学校分教室の運営状況を検証する中で、他の自治体の先行事例も参考にしながら研究をしていきたいと考えている。	中学生を対象とする学びの多様化学校の設置については、現段階で考えていないが、今後、袖ヶ浦西小学校分教室の運営状況を検証する中で、他の自治体の先行事例も参考にしながら研究をしていきたいと考えている。	済
R7/1	2	中央重則	4	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(2)		再質問6	校内教育支援センターを利用している中学校の不登校生徒について伺う。	現在、不登校生徒は273名いるが、令和5年度に校内教育支援センターで過ごした不登校児童生徒の人数については、小学校8校、中学校全7校の内訳として、1学期は小学校で23名、中学校では45名の計68名、2学期には小学校34名、中学校60名、合計94名、3学期には小学校33名、中学校62名、合計95名となっている。	-	-
R7/1	4	丸山秀雄	2	協働経済部	防犯安全課	交通安全対策について	1	(2)		本答弁	1. 交通安全対策について (2) 自転車の交通安全対策の取組について	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R7/1	4	丸山秀雄	2	学校教育部	保健体育安全課	交通安全対策について	1	(2)		再質問1	市立小・中学校が実施した交通安全教室の内容について伺う。	小・中学校における交通安全教室については、毎年、教育委員会から習志野警察署交通課に依頼し、市長事務部局の防犯安全課と連携して実施している。内容としては、小学校1、2年生向けに交通ルールに関する安全講話や歩道の歩き方等の訓練、小学校3年生から6年生及び中学生向けには、自転車乗車に関する安全講話を行っている。また、中学校では毎年2校を選択し、プロのスタントマンを招いて、交通事故の再現から交通ルールの遵守意識を高める「スケアードストレイト」を実施している。今後も、関係各所と連携して交通安全教室を実施し、児童生徒の安全意識を高めるとともに、事故やけがの未然防止に努めていく。	今後も、関係各所と連携して交通安全教室を実施し、児童生徒の安全意識を高めるとともに、事故やけがの未然防止に努めていく。	済
R7/1	4	丸山秀雄	2	学校教育部	保健体育安全課	交通安全対策について	1	(2)		要望	交通安全指導が形骸化しないよう今後も充実させていただきたい。	-	今後も、関係各所と連携して交通安全教室を実施し、児童生徒の安全意識を高めるとともに、事故やけがの未然防止に努めていく。	済

【教育委員会】令和7年第1回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/1	5	田中 慶子	2	学校教育部	指導課	学校教育 について	3	(1)		本答弁	3. 学びの多様化学校について (1) 設置概要と進捗状況について	学びの多様化学校の設置場所は、袖ヶ浦西小学校の分教室として、第三中学校の余裕教室である4教室を使用して開設する。大きな特徴である教育課程については、毎朝15分間、軽い運動の時間を設定し、規則正しい生活習慣を身につけるようにする。また、授業時間につきましては、不登校のため未習となっている内容を補いながらゆっくりと学習できるよう、1コマを60分としている。教育課程以外においては、敷地内で第三中学校の生徒と動線が重ならないこと、給食については、給食センターから提供すること、登下校時刻を児童にあわせて柔軟に対応できることなど、児童が安心して生活を送ることができるよう配慮していく。教職員の配置については、担任2名、補助的な教員が1名、養護教諭1名の配置を予定している。分教室の運営については、本校である袖ヶ浦西小学校の校長と常に連携することで、教育委員会がしっかりとサポートしていく。現在、文部科学省より設置の認可を受ける見通しが立ったことから、「習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室設置規則」を制定し、入室を希望している児童の入室手続きを進めているところである。今後も、4月の開設に向けて、一つ一つ着実に前へ進めていく。	今後も動向を注視していく。	済
R7/1	5	田中 慶子	2	学校教育部	指導課	学校教育 について	3	(1)		再質問1	教育委員会第2回定例会においての、習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室設置規則の制定、不登校支援基本方針の策定について伺う。	令和7年教育委員会第2回定例会においては、対象とする児童及び入室までの手続きを定めることにより、適切な運営を図るため、「習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室設置規則」を制定した。あわせて、これまでの不登校支援を継続するとともに、学びの多様化学校の設置など、新たな不登校支援も含め、不登校支援に関する全体的な考え方を示すため、「不登校支援基本方針」を策定したところである。教育委員からは、不登校については、その要因を児童生徒本人がわかっていないこともあるため、早期の支援や対応をする一方で、登校の選択を急がせることがないようにしてほしいとの意見をいただいた。今後、同設置規則や同基本方針について校長会を通して各校へ周知するとともに、ホームページ等にも掲載し、広く市民にも知らせていく。	今後、同設置規則や同基本方針について校長会を通して各校へ周知するとともに、ホームページ等にも知らせていく。	済
R7/1	5	田中 慶子	2	学校教育部	指導課	学校教育 について	3	(1)		再質問2	教員の配置と専門性の確保について伺う。	習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室の教職員については、不登校児童への支援や特別な教育課程への対応など、より専門的な知識や指導技術が必要となる。そこで、教育委員会としては、学年の異なる不登校児童による複式学級で行うにあたり、児童一人ひとりの状況や特性等を踏まえ、個に応じた学習内容や取り組み方法等について本人や保護者と相談を重ねた上で柔軟に対応できるよう、資質や経験を持つ教職員を担任に配置したいと考えている。あわせて、スクールカウンセラーの配置を県へ要望し、また、市の負担で事務職員の配置を予定している。在籍する児童とその保護者が安心感をもって学校生活を送ることができるよう教職員の体制を整えていく。	在籍する児童とその保護者が安心感をもって学校生活を送ることができるよう教職員の体制を整えていく。	済
R7/1	5	田中 慶子	2	学校教育部	指導課	学校教育 について	3	(1)		再質問3	入室基準と判断機関について伺う。	最初に、入室条件は次の3点である。1つ目は、習志野市立小学校の第2学年から第6学年までに在籍していること、2つ目は、不登校児童及び当該不登校児童の保護者が入室を希望していること、3つ目は、在籍する小学校を年間30日以上欠席している、またはそれに準ずることである。なお、特別支援学級に在籍する児童については、児童の状況が様々であることから、まずは個別相談を実施し、丁寧に聞きとっていきたいと考えている。次に、入室の判断については、教育委員会内に「習志野市学びの多様化学校運営委員会」を新たに設置する。この委員会において、個別の相談内容や入室申請書、現在籍校からの意見書をもとに審査を行い、入室の可否を判断する。また、年度の途中での入室希望者については、個別相談や体験入学等を行ったのちに、審査を行うことを想定している。	-	-
R7/1	5	田中 慶子	2	学校教育部	指導課	学校教育 について	3	(1)		再質問4	在籍に伴う必要な保護者の負担(送迎やバスにかかる費用、給食、PTA活動など)について伺う。	保護者の費用負担としては、通常の学校でも必要となる費用、給食費等である。登下校で公共交通機関を利用する場合には、交通費が追加で必要となる。その他、PTA活動については、本校である袖ヶ浦西小学校の校長と分教室の保護者が協議し、今後決めていくものと考えている。	PTA活動については、本校である袖ヶ浦西小学校の校長と分教室の保護者が協議し、今後決めていくものと考えている。	済
R7/1	7	金井 宏志	2	学校教育部	学務課	学校教育 について	2	(1)		本答弁	2. 特別支援教育について (1) 特別支援学校教諭免許の保有状況について	令和6年度における、特別支援学級担任の免許保有の状況としては、小学校において特別支援学級担任65名のうち31名が保有しており、割合として48%となっている。また、中学校においては、特別支援学級担任24名のうち8名が保有し、割合として33%となっている。教育委員会としても、特別支援学校教諭免許状保有者の配置が望ましいことは認識しているが、全国的に該当の免許状を保有する教員数が足りていない状況である。このことから、文部科学省や県教委において、特別支援学校教諭免許状を保有していない教諭が特別支援学級担任、通級指導担当を担うことも可能として配置されている。教育委員会としては、特別支援学校教諭免許状の有無にかかわらず、特別支援教育の質を保つことができるよう、指導主事が全教職員に対して行う特別支援教育に関する研修や、学校訪問等により、教職員の指導力向上に努めていく。更に、指導法研修や授業研究会等を通じて教員の免許取得を積極的に働きかけることで、免許保有教員数の増加を目指し、引き続き特別支援学校教諭免許状を保有する教員の更なる配置を県教育委員会へ要望していく。	引き続き特別支援学校教諭免許状を保有する教員の更なる配置を県教育委員会へ要望していく。	済

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望主旨	答弁主旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/1	7	金井 宏志	2	学校教育部	学務課	学校教育について	2	(1)		再質問1	令和元年度から令和6年度における特別支援学級担任の特支免許保有者の比較と、その要因について伺う。	特別支援学校教諭免許状保有者について、令和元年度から令和6年度までの保有者数は、令和元年度が28名、令和2年度が同じく28名、令和3年度が36名、令和4年度が32名、令和5年度が41名、令和6年度が39名となっている。令和元年度と比較して令和6年度が10名以上増えた要因としては、令和元年度に特別支援学校教諭免許法認定講習を受講した教職員が19名と過去6年間で最多であり、次年度以降にこの受講者が毎年単位取得することで、免許保有者となり保有者数が増加したと考えている。	-	-
R7/1	7	金井 宏志	2	学校教育部	学務課	学校教育について	2	(1)		再質問2	免許法認定講習を受講中など、今後免許の取得が見込まれる教員はいるか伺う。	今年度、免許法認定講習を受講した教員14名のうち、特別支援学校教諭2種免許状を取得した教員については4名である。残る10名については、次年度も受講予定しており、今後免許の取得が進むものと見込んでいる。	-	-
R7/1	7	金井 宏志	2	学校教育部	学務課	学校教育について	2	(1)		再質問3	特別支援学級担任以外で、特支免許を保有している教員数について伺う。	今年度、特別支援学級担任以外で、特別支援学校教諭免許状を保有している教員は小学校34名、中学校17名となっている。	-	-
R7/1	7	金井 宏志	2	学校教育部	学務課	学校教育について	2	(1)		再質問4	令和6年度に講師を募集し、採用した講師の中に特支免許保持者や特支担任経験者はいるか伺う。	令和6年度に採用した講師において、特別支援の免許状を保有している講師は、小学校6名、中学校1名である。また、過去に特別支援学級担任としての経験がある講師は、小学校5名、中学校3名であり、本年度もその役割を担っている。	-	-
R7/1	7	金井 宏志	2	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問5	免許を持っていない教員が指導をすることに不安を覚える保護者への対応について伺う。	教育長答弁と同様に本市では、特別支援学校教諭免許状の有無に関わらず、特別支援教育の質を保つことができるよう、指導主事が全教職員に対して行う、特別支援教育に関する研修や、学校訪問等により、教職員の指導力向上に努めている。具体的には、まず、研修の充実については、通常学級担任や特別支援学級等の経験が少ない教員を対象に、特別支援教育の基礎的な理論研修、あるいは、知的障がいや自閉症・情緒障がいなどの障がい種ごとの指導法研修を行っている。また、特別支援学級担任や通級指導教室担当者を対象とした研修に、通常学級担任等も参加可能とすることにより、参加対象者の拡充を図り、特別支援教育に関する専門性の向上へとつなげている。次に、学校訪問等による対応については、指導主事に加え、公認心理士や、学校心理士、特別支援教育士などの資格を有する、心理発達相談員を伴う巡回訪問の中で、指導助言を行っている。さらに、現職教員が長期にわたって学校教育実践上の諸課題に関する研究を行う研修、いわゆる長期研修の、特別支援教育の分野の研修に、令和元年度から令和6年度までに5名を派遣し、本市の中核となる人材を育成し、市内の教職員へも、そこで学んだ知識等を広めている。今後も、全ての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上に努め、児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を適切に展開していくことにより、保護者からの信頼を得られるよう取り組んでいく。	今後も、全ての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上に努め、児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を適切に展開していくことにより、保護者からの信頼を得られるよう取り組んでいく。	済
R7/1	7	金井 宏志	2	学校教育部	学務課	学校教育について	2	(1)		再質問6	今後取得率をあげるため、具体的にどのような取り組みを行うか伺う。	免許取得の向上のためには、教職員の意識醸成と動機付けが重要であると考えている。文部科学省においては、特別支援教育を担う教師の育成を議論する検討会議において、全ての新規採用教員がおおむね10年目までに、特別支援学級や通級指導教室などの担任を複数年経験するという方策がまとめられた。また、千葉県教育委員会が実施する管理職選考においては、令和5年度より、特別支援コーディネーターや特別支援学級担任といった特別支援教育の経験が考慮されることになった。このような国や県の方針について、全教職員に周知することにより、特別支援教育に対する意識改革を行うとともに、免許取得に向けて、千葉県教育委員会の免許法認定講習や、筑波大学や放送大学の免許法認定公開講座の受講を推奨している。全教職員が特別支援教育の専門性を高めることは、学校におけるインクルーシブ教育の充実にもつながることから、今後も特別支援学校教諭免許の取得向上に向けて取り組んでいく。	国や県の方針について、全教職員に周知し、特別支援教育に対する意識改革を行うとともに、免許取得に向けて、千葉県教育委員会の免許法認定講習や、筑波大学や放送大学の免許法認定公開講座の受講を推奨していくことで、今後も特別支援学校教諭免許の取得向上に向けて取り組んでいく。	済
R7/1	7	金井 宏志	2	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(2)		本答弁	2. 特別支援教育について (2) 教育支援委員会に必要な検査について 特別支援学級や通級指導教室に入級・入室を希望する未就学児が受けている検査にかかる、保護者の費用負担について伺う。	本市の教育支援委員会は、教職員、医師をはじめとした専門的知識を有する委員で組織し、学校生活の中で教育支援の必要な幼児・児童及び生徒を、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室への適切な就学につなげるため、審議している。この審議に際しては、これまで各学校の調査員による調査内容に加え、衣服の着脱や道具の扱いなどの行動面、及び集団参加などの社会性等の発達状況を把握することを目的とした発達検査と主に知的な遅れの有無について把握することを目的とした心理検査について、田中ビネー式知能検査やWISC検査等の知能検査の結果のいずれかを資料として求め、幼児・児童・生徒に合った学びの場について検討するための、審議を行ってきた。令和6年度に開催した教育支援委員会において審議した実人数は82名であり、このうち未就学児は72名であり、13名については、医療機関や民間の相談機関において、受診等も含めた、費用負担がある形で発達検査や知能検査を受けているが、59名については、市内や県内の相談機関等において費用負担がない形でやっている。こうした未就学児の検査に係る費用負担の状況を踏まえ、教育委員会としては、令和7年度から、教育支援委員会の審議資料として、次の2点を理由に、田中ビネー式知能検査を基本とすることとした。1点目は、市教育委員会が主催する、特別支援教育に関する研修を受講した教員が、小・中学校で検査を実施できること、2点目は、入級・入室等の審議希望があった場合、教員が速やかに検査を実施できることである。この田中ビネー式知能検査の実施体制を整備するために必要となる経費については、本定例会で令和7年度の当初予算案として計上し、提案されている。一方で、自閉症・情緒障がいや、LD・ADHD等の特性が見られる児童・生徒への対応として、入級・入室した後に、支援の検討のために、より詳細に知的能力の把握ができるWISC検査の必要性についても、十分認識している。このことから、教育支援委員会における判断材料の一つとしては、田中ビネー式知能検査を基本とし、その上で真にWISC検査の必要な児童・生徒に対しては、心理士等有資格者によるWISC検査を行おうとするものである。したがって、令和7年度からは教育支援委員会における審議に必要な検査については、就学の前に関わらず、保護者の費用負担なく行っていく。今後も、児童生徒一人ひとりの実態に応じて切れ目なく支援ができるよう、体制を整えていく。	今後も、児童生徒一人ひとりの実態に応じて切れ目なく支援ができるよう、体制を整えていく。	済

【教育委員会】令和7年第1回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/1	7	金井 宏志	2	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(2)		再質問1	田中ビネー式知能検査とWISC検査、両者の特徴について伺う。	最初に、田中ビネー式知能検査の特徴については、次の3点である。1点目は、対象が1歳から成人まで、幅広い年齢層に対応できること、2点目は、1歳から13歳までそれぞれの年齢において問題が設定され、14歳から成人までをひとまとめにした、各年代の発達に応じた問題がそれぞれ想定されていること、また、実生活に即した問題を設定することで、年齢に応じた支援の手立てを検討しやすいこと、3点目は、研修を受けた者であれば、心理士等の資格の有無に関わらず、実施できることである。次に、WISC検査の特徴については、次の3点である。1点目は、対象が5歳から16歳までの、幼児から高校生までであること、2点目は、言葉の理解や、視覚的な情報から判断するなど、子どもの能力を大きく4つに分け、それぞれの能力毎に問題を設定し、解答の状況を見ることで、子どもの得意な領域や苦手な領域に応じた支援の手立てを検討しやすいこと、3点目は、心理士や特別支援教育士等、資格のある者によって実施されることである。このように、田中ビネー式知能検査とWISC検査においては、特徴に相違があるが、いずれも教育支援委員会の資料として、有効な検査となっている。	-	-
R7/1	7	金井 宏志	2	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(2)		再質問2	アセスメント研修を実施するに至った経緯と、研修の実施状況について伺う。	近年、特別支援教育に対するニーズが高まり、知能検査を希望する保護者の方が増えている。そのため、心理士等有資格者による知能検査の機会の確保が難しくなっており、相談機関や医療機関に繋がることが難しく、検査を受けるまでに何カ月も待たなければならないケースも生じている。このような状況を改善するために、これまで支援の手立ての検討や、教育支援委員会の資料としてきた検査のうち、田中ビネー式知能検査を教職員でも行うことができるよう、必要な研修として、アセスメント研修を実施していくこととしたものである。令和6年度においては、市立小・中学校から各1名ずつ、計23名が同研修に参加している。令和7年度以降も、同様に研修を実施し、受講者を増やすことにより、各校における支援の更なる充実を進めていく。	令和7年度以降も、同様に研修を実施し、受講者を増やすことにより、各校における支援の更なる充実を進めていく。	済
R7/1	7	金井 宏志	2	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(2)		再質問3	今後、田中ビネー式知能検査の後に追加でWISC検査が必要になった場合、その費用負担について伺う。	これまで、教育支援委員会の審議に際し、必要な検査については、教育委員会が委嘱し配置している、心理士等有資格者も対応してきた。この対応を、令和7年度からは、教育支援委員会の審議に必要な検査については、田中ビネー式知能検査を基本とし、必要な研修を受講した教員が実施できる体制とすることとし、就学後、WISC検査が必要となった場合には、教育委員会が配置している心理士等有資格者が、対応可能となることから、保護者の費用負担はない。	-	-
R7/1	7	金井 宏志	2	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(2)		再質問4	費用負担不要の周知はどのようにするか伺う。	教育支援委員会の審議のために必要な検査の費用負担が不要になることについて、広く周知することは大変重要であると認識している。このことから周知方法については、ホームページに掲載するだけでなく、次の3点を予定している。1点目は、学校への周知である。校長会議などの各種会議、及び特別支援に関する研修会等の場で、説明を行っていくこと。2点目は、保護者への周知である。学校からの連絡ツールを活用し、全ての家庭へ周知していくこと。3点目は未就学児のいる家庭への周知。特別な支援を希望される方向けに、年3回実施している、入学説明会において知らせると共に、保育所などの未就学施設の他、療育施設、放課後等デイサービス等に、周知のための文書を配布していくこと。以上のことに取り組むことで、対象者や関係者に、確実に届くようにしていく。	-	-
R7/1	9	寺川 貴隆	4	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2			本答弁	2. 学校給食費について 前回議会で令和7年度における学校給食費の改定、義務教育における増額分の公費負担が示された。改定金額、公費負担額はいくらになるのか。また、令和8年度以降も公費負担とするつもりはあるのか伺う。	学校給食については、長引く物価高騰により、これまでの栄養教諭や栄養士による献立の工夫だけでは必要な栄養量を維持することが困難になったこと及び今後も物価高騰による賄材料費の不足が予想されることから、令和7年4月に給食費の改定を予定している。一食あたりの単価としては、幼稚園は、280円を、313円に、小学校低学年は、280円を、316円に、小学校高学年は、330円を、372円に、中学校は、365円を、410円にそれぞれ改定を予定しているところである。この改定による増額分について、令和7年度は、保護者の経済的負担の軽減を図るため、小・中学校の児童生徒分、約9千500万円を市が負担するものとして、本定例会で令和7年度の当初予算案に計上し、提案されている。なお、令和8年度以降については、今後の物価動向等の状況を勘案した中で検討していく。	令和8年度以降については、今後の物価動向等の状況を勘案した中で検討していく。	済
R7/1	9	寺川 貴隆	4	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2			再質問1	前回議会で上程された原材料費の物価高騰分にかかる補正予算では、小学校低学年17円、高学年20円、中学校23円となっている。この短期間で値上げ額が約2倍となっているのはなぜか。算出の根拠について伺う。	本市学校給食費の算出にあたっては、文部科学省が示す児童生徒1人1回あたりの栄養摂取目標量である学校給食摂取基準の標準食品構成表を踏まえ、本市の実情に合わせた食材を当てはめて算出している。令和6年12月の補正予算での賄材料費の増額分については、令和6年度に入ってから食材の上昇金額分のみを考慮し、算出、計上した。一方、令和7年4月の給食費改定予定額については、令和6年度の上昇に加え、令和7年度における食材の上昇金額も、見込んで算出していることから、違いが生じたものである。	-	-
R7/1	9	寺川 貴隆	4	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2			要望	令和8年度以降も継続して公費負担することを要望する。	-	今後の物価動向等の状況を勘案した中で検討していく。	済

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/1	9	寺川 貴隆	4	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2			再質問2	学校給食費の増額分について、令和8年度以降は保護者負担とする場合、給食費と物価の実情価格に乖離が出た場合、給食費の減額を行う予定はあるのか伺う。	令和8年度以降の給食費については、先程の教育長答弁にあったように、今後の物価動向等の状況を勘案した中で、検討していく。	今後の物価動向等の状況を勘案した中で検討していく。	済
R7/1	9	寺川 貴隆	4	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2			要望	給食費算出根拠を明確にしたうえで、実勢価格と乖離が起きた場合には、減額を行うなど、保護者負担が課題とならないよう、適宜見直しを行うよう要望する。	-	今後の物価動向等の状況を勘案した中で検討していく。	済
R7/1	9	寺川 貴隆	4	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2			再質問3	令和5年度の現年度及び過年度の滞納金額について伺う。	令和5年度の決算額で申し上げると、小中学校における給食費の滞納金額は、現年度分として439万1,897円、過年度分として1,412万4,930円となっており、合計1,851万6,827円である。	-	-
R7/1	9	寺川 貴隆	4	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2			再質問4	給食費の時効の期間と、時効を迎えた件数及び金額について伺う。	給食費の時効の期間については、給食費は私債権に当たり、現行の民法上、5年と定められている。未納の給食費が時効期間を経過している件数及び金額については、令和7年2月14日時点において、納付義務者数124件で、823万2,097円となっている。	-	-
R7/1	9	寺川 貴隆	4	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2			再質問5	本議会に上程されている「学校給食費支払請求事件」について、3件の学校給食費等の未払金請求の訴えの提起が上程されている。本市では学校給食費の未払いについて、どのように督促を行っているのか伺う。	学校給食に係る所管課においては、給食費の徴収業務として、まず、定期的な取組では、毎月納期限までに納入がない場合、翌月の20日頃に督促状を兼ねる納入通知書を保護者宛に送付している。また、随時の取組として、毎月給食費の納入確認ができない場合には、電話催告及び文書催告を行うとともに、学期毎に、校長へ未納保護者宛に催促の声掛けを依頼するなど、学校との連携もした中で、取り組んでいる。さらに、連絡のつかない保護者については、臨戸訪問により納付を促している。このうち長期または全く折衝が図れない事案等に対しては、債権管理課と協議、協力の上、合同で臨戸訪問している。電話催告や臨戸訪問等を通して連絡が取れた際には、保護者の生活状況を伺った上で、納付方法について、一括による納付が難しい場合には、分割による納付とするなど、相談、対応をしている。相談をしていく中で、生活状況から福祉的対応が必要と思われる場合は、関係部署等へ案内するなど、生活支援に繋がるよう努めている。また、各種催告を行ったにも関わらず、徴収困難な事案については、債権管理課と協議の上、債権管理課へ徴収移管を実施している。	-	-
R7/1	9	寺川 貴隆	4	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2			要望	債権回収マニュアルを徹底し、丁寧な初期対応を要望する。	-	引続き丁寧な初期対応を実施する。	済
R7/1	9	寺川 貴隆	4	学校教育部	保健体育安全課	交通安全対策について	3			本答弁	3. 通学路の安全対策について 通学路の安全対策に関する取り組み方針として、本市ではどのような整備基準、指針に基づいて安全対策を行っているのか伺う	本市における通学路の安全対策に関する指針としては、教育委員会保健体育安全課と青少年センター、習志野警察署の交通課及び生活安全課、市長事務部局の道路管理課及び防犯安全課、PTA連絡協議会代表と各学校の管理職で構成する習志野市通学路安全対策協議会において、「習志野市通学路交通安全プログラム」を策定している。本プログラムでは、1点目として、関係機関の連携体制を構築すること、2点目に、継続的に通学路の安全を確保するため、年に一回の合同点検を行うこと、3点目に、点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、具体的な対策を検討・実施し、実施後の効果を検証するなど、通学路の改善・充実に努めることを定めている。今後も本プログラムに基づき、小中学校と関係機関が連携して通学路の安全確保に努めていく。	今後も習志野市通学路交通安全プログラムに基づき、小中学校と関係機関が連携して通学路の安全確保に努めていく。	済
R7/1	9	寺川 貴隆	4	学校教育部	保健体育安全課	交通安全対策について	3			再質問1	登下校中の事故件数、事故が発生した際の対策について伺う。	通学中の交通事故については、学校管理下であり、原則、教育委員会に報告することになっている。令和6年度において、令和7年1月までの報告件数は、自動車との接触事故が1件、自転車との接触事故が1件で救急搬送は0件となっている。また、通学中の転倒等によるけがについては、3件となっている。各学校においては、事故が発生した場合、教職員が現地確認を行い、事故原因の把握に努めている。事故の対策としては主なものを上げると、通学路の合同点検箇所である交差点付近の児童生徒の滞留場所について、路面標示が必要な場所、あるいはガードレール設置に替わるポールを設置するなど構造物等の影響による事故防止について、関係部署と連携して対応している。	今後も通学路安全対策協議会や合同点検を通して、安全対策に取り組む。	済
R7/1	9	寺川 貴隆	4	学校教育部	保健体育安全課	交通安全対策について	3			要望	今後も引き続き通学路安全対策協議会や合同点検を通して安全対策に取り組んでいただきたい。	-	今後も通学路安全対策協議会や合同点検を通して、安全対策に取り組む。	済

【教育委員会】令和7年第1回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/1	9	寺川 貴隆	4	学校教育部	保健体育安全課	交通安全対策について	3			再質問2	文部科学省交通安全業務計画の中に、「スクール・ゾーンの設定および定着化を積極的に推進すること」とあるが、どのように考えるか伺う。	文部科学省交通安全業務計画の中の、「スクール・ゾーンの設定および定着化を積極的に推進すること」については、小学校を中心に周囲500メートルを範囲とするとされている。本市においては、既に、全ての小学校の周囲500メートル以内に「子供の交通安全の確保を図る特定地域」と判断した道路に対し、「スクール・ゾーン」または「通学路」「学童注意」等の路面標示を施工している。保守点検としては、通学路の点検の際に、路面標示が薄くなっていないかの確認を行い、必要に応じた塗りなおしを行い、児童の安全確保に努めている。	-	-
R7/1	9	寺川 貴隆	4	学校教育部	保健体育安全課	交通安全対策について	3			再質問3	通学路への交通規制等の設定方法を伺う。	通学路の交通規制の有無についての検討としては、まず、通学路合同点検において、通学路安全対策協議会委員が現地を確認し、必要性を協議する。その結果、交通規制が必要と判断した場所に関しては、規制の内容によって、それぞれの担当部署が、具体的な対策について検討を行い、関係機関との協議・連携を行った上で、実施している。	-	-
R7/1	9	寺川 貴隆	4	学校教育部	保健体育安全課	交通安全対策について	3			要望	スクールゾーンの設定についても、協議を進めていただきたい。	-	通学路安全対策協議会において、検討していく。	済
R7/1	9	寺川 貴隆	4	学校教育部	指導課	学校教育について	4			本答弁	4. いじめ・不登校について いじめ・不登校の現状はどうか伺う。	はじめに、いじめの現状としては、令和5年度におけるいじめの認知件数は、小学校が2千340件、中学校が97件となっている。小学校の内訳は、小学1・2年生で1千317件と56%を占めており、学年が上がるにつれて件数は減少している。いじめの態様は、小中学校ともに、からかいや悪口が最も多く、2番目に、小学校では暴力、中学校では仲間外れ・無視が多くになっている。学校においては、いじめの未然防止と早期発見に向けて年3回のいじめアンケートの実施、日頃の行動観察や児童生徒が、次の日の連絡事項や日々の生活で感じたことを記載する生活ノート等による悩み相談、学期ごとの定期的な教育相談を行っている。いじめを認知した際は、解決に向けて担任だけでなく、教職員が組織で対応している。教育委員会としても、いじめの対応について学校と協議し、指導・助言を行うとともに、必要に応じて関係機関との連携を図り、早期解決に努めている。次に、不登校の現状についてお答える。不登校児童生徒数は、全国的に増え続けており、本市においても同様の傾向となっている。本市における令和5年度の不登校児童生徒の状況を上げると小学生で226名、中学生で273名となっている。今後も不登校の児童生徒が将来において社会的自立が図られることを目指し、支援体制を整えとともに、悩みを抱える保護者に寄り添った支援を継続していく。	今後も不登校の児童生徒が将来において社会的自立が図られることを目指し、支援体制を整えとともに、悩みを抱える保護者に寄り添った支援を継続していく。	済
R7/1	9	寺川 貴隆	4	学校教育部	指導課	学校教育について	4			再質問1	令和5年2月、文部科学省は「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底」通知を全国の教育委員会等へ発出した。この通知の中で、学校で起こり得るいじめの事例のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として警察への相談又は通報すべき19の具体例を挙げている。そこで、令和4年度から令和6年度にかけてのいじめ重大事態の件数と主な内容について伺う。また、いじめ重大事態で警察と連携した事案があったのか伺う。	本市における令和4年度のいじめ重大事態の件数は、小学校1件、中学校1件、令和5年度は、小学校1件、中学校2件、令和6年度は、現時点で小中学校とも0件となっている。また、主ないじめの内容としては、SNS上での誹謗中傷、暴言、暴力である。これらへの対応として、学校が調査をした際に、加害児童生徒を特定し、被害児童生徒への謝罪や保護者への説明を行い、解決へと進んでおり、令和5年度と令和6年度のいじめ重大事態については警察への相談や通報には至っていない。一方、いじめについて保護者が直接警察に相談している事案があることも把握している。学校がこのような事案をとらえた際には、教育委員会にも報告し、学校、警察、教育委員会が連携して対応するよう引き続き努めていく。	いじめについて保護者が直接警察に相談している事案があることも把握しているので、学校がこのような事案をとらえた際には、教育委員会にも報告し、学校、警察、教育委員会が連携して対応するよう引き続き努めていく。	済
R7/1	9	寺川 貴隆	4	学校教育部	指導課	学校教育について	4			再質問2	今後、重大ないじめ事案等、類似した事案があった場合の対応について伺う。	現在も同様に対応しているいじめについて学校だけで解決が難しい事案や警察との連携が必要な事案については、学校から教育委員会に報告することとなっている。学校からの報告を受け、教育委員会として、学校での相談で聞き取った内容や学校が作成したいじめ事案に係る報告書を確認したうえで、適切な指導ができるよう努めている。指導の際には、文部科学省から示された警察への相談、又は通報すべき19の具体例と照らし合わせ、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や学校だけで対応しきれない事案については、学校が警察に相談・通報するようにし、教育委員会にも警察に相談・通報したことを報告することにより、引き続き、学校、警察、教育委員会が連携し児童生徒の命や安全を第一にして対応できるよう取り組んでいく。	-	-
R7/1	9	寺川 貴隆	4	学校教育部	指導課	学校教育について	4			要望	いじめについては隠れた重大事態があるものと思われる。保護者が直接警察に通報・相談した件数と内容については、後程資料として提出してほしい。また、教職員の言動により前向きに登校することができない事案については、教育委員会と学校、警察との連携、情報共有を行い、重大事態への解決にあたるよう要望する。	-	保護者が直接警察に相談した件数及びいじめの態様については、調査を行ったうえで資料を提出する。いじめ問題については今後も動向を注視して引き続き対応を続けていく。	済

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/1	9	寺川 貴隆	4	学校教育部	指導課	学校教育について	4			再質問3	いじめアンケートの実施方法と内容、及び直近3回の結果について伺う。また、無記名式いじめアンケートを行う意図について伺う。	いじめアンケートは、記名式・無記名式ともに学期毎に1回、年間でそれぞれ合計3回ずつ行っている。実施方法としては、まず、記名式のアンケート用紙を児童生徒に配付し、各家庭に持ち帰り回答した内容を、保護者も確認したのちに学校に提出している。アンケートの内容については、いじめの有無を問う項目から始まり、時期や相手、いじめの態様について問う項目へと続き、いじめ相談の有無等や、解消状況について回答する内容となっている。回答内容については各担任が確認し、いじめを認知した場合は早急に児童生徒との教育相談を行い対応している。いじめの認知件数については、直近3回の結果で申し上げると、令和5年度の3学期は小学校539件、中学校18件、令和6年度の1学期は小学校1千72件、中学校39件、2学期は小学校906件、中学校45件となっている。回収率については、令和5年度の3学期は小学校で99.65%、中学校で99.7%、令和6年度の1学期は小学校で99.65%、中学校で99.68%、2学期は小学校で99.67%、中学校で99.73%となっている。実施期間内に回答を得られなかった児童生徒にも粘り強く連絡を取り続けていることから、回収率については少しずつ上がっているが、様々な事情により、回答を得られない児童生徒も一定数いる。なお、無記名式いじめアンケートについては、記名式アンケートを実施後に、各校で実施時期を設定して行っている。これは、記名式では回答できなかった内容も個人が特定されない無記名式であれば回答できるという児童生徒の声を受け止める目的で行っている。	今後も動向を注視していく。	済
R7/1	10	谷岡 隆	5	政策経営部	総合政策課	行財政運営について	1	(2)		本答弁	1. 習志野市基本構想について (2) 「外国人住民」も習志野市民の一員として差別されることなく生活と人権が守られるようにするためにどのような取組をするのか。	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R7/1	10	谷岡 隆	5	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(2)		要望	日本語指導教室の取組を全市に広げてほしい。	-	日本語指導教室の在り方について、様々な状況を鑑みながら、日本語指導の充実に向けて検討していく。	済
R7/1	10	谷岡 隆	5	学校教育部	指導課	学校教育について	6	(1)		本答弁	6. 子どもの権利条約の視点で特別支援教育を考える (1) 教育支援委員会の審査（知的障がい、自閉症・情緒障がい）で提出する心理検査の種類、それぞれの検査の目的と活用はどうなっているか。田中ビネー知能検査で自閉症・情緒障がい特別支援学級やLD・ADHD等通級指導教室の子どもたちの支援・指導に十分対応できるのか。	本市の教育支援委員会は、教職員、医師をはじめとした専門的知識を有する委員で組織し、学校生活の中で教育支援の必要な幼児・児童及び生徒を、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室への適切な就学につなげるため、審議している。この審議に際しては、これまで各学校の調査員による調査内容に加え、衣服の着脱や道具の扱いなどの行動面、及び集団参加などの社会性等の発達状況を把握することを目的とした発達検査と主に知的な遅れの有無について把握することを目的とした心理検査について、田中ビネー式知能検査やWISC検査等の知能検査の結果のいずれかを資料として求め、幼児・児童・生徒に合った学びの場について検討するための、審議を行ってきた。令和6年度に開催した教育支援委員会において審議した実人数は82名であり、このうち未就学児は72名であり、13名については、医療機関や民間の相談機関において、受診等も含めた、費用負担がある形で発達検査や知能検査を受けているが、59名については、市内や県内の相談機関等において費用負担がない形で、行っている。こうした未就学児の検査に係る費用負担の状況を踏まえ、教育委員会としては、令和7年度から、教育支援委員会の審議資料として、次の2点を理由に、田中ビネー式知能検査を基本とすることとした。1点目は、市教育委員会が主催する、特別支援教育に関する研修を受講した教員が、小・中学校で検査を実施できること、2点目は、入級・入室等の審議希望があった場合、教員が速やかに検査を実施できることである。この田中ビネー式知能検査の実施体制を整備するために必要となる経費については、本定例会で令和7年度の当初予算案として計上し、提案されている。一方で、自閉症・情緒障がいや、LD・ADHD等の特性が見られる児童・生徒への対応として、入級・入室した後に、支援の検討のために、より詳細に知的能力の把握ができるWISC検査の必要性についても、十分認識している。このことから、教育支援委員会における判断材料の一つとしては、田中ビネー式知能検査を基本とし、その上で真にWISC検査の必要な児童・生徒に対しては、心理士等有資格者によるWISC検査を行おうとするものである。したがって、令和7年度からは教育支援委員会における審議に必要な検査については、就学の前後に関わらず、保護者の費用負担なく行っていく。今後も、児童生徒一人一人の実態に応じて切れ目なく支援ができるよう、体制を整えていく。	今後も、児童生徒一人一人の実態に応じて切れ目なく支援ができるよう、体制を整えていく。	済

【教育委員会】令和7年第1回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/1	11	三代川 雄哉	1	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	4	(1)		本答弁	4. 部活動地域移行について (1) 現状と来年度の取組について	はじめに、令和6年度の取り組みとしては、運動部活動において、顧問とは別の指導者を学校部活動に派遣する「学校部活動地域連携型」として、市内5つの中学校で実施してきた。また、文化部活動については、市内小・中学校吹奏楽部・管弦楽部などの音楽系部活動の中から、希望者を対象として、「習志野市管楽器教育研究会」を運営母体とする「地域クラブ型」の取り組みを実施してきたところである。次に、令和7年度の取り組みとしては、運動部活動でこれまでの「学校部活動地域連携型」及び「地域クラブ型」を拡充するとともに、新たに実証事業として、「民間委託型」による取り組みを予定している。まず、「学校部活動地域連携型」については、2つの中学校の運動部を加えて実施することで、市内7つの全ての中学校で実施することとなる。また、「地域クラブ型」については、同じく市内7つの全ての陸上競技部を対象として、令和7年8月の新チームの活動から、地域クラブへ移行する予定としている。さらに、新たに取り組む「民間委託型」については、課題となっている指導者確保を解決するための重要な施策として位置づけている。具体的には、市立中学校の運動部活動を対象とし、部活動の運営を民間事業者に委託することで、より専門的かつ安定した指導が受けられる環境を整えていくものである。もう一方の文化部活動については、令和6年度に引き続き、地域クラブ型として運営する。令和5年度に始まった国の改革推進期間は、令和7年度で3年目を迎える。本市では令和7年度中に、市立全中学校の複数の部活動における休日の地域移行を進める計画としている。教育委員会としては、今後も研究・検証を進めるとともに、国、県、他市の動向を注視しつつ、習志野市としての持続可能で充実した部活動となるよう推進していく。	教育委員会としては、今後も研究・検証を進めるとともに、国、県、他市の動向を注視しつつ、習志野市としての持続可能で充実した部活動となるよう推進していく。	済
R7/1	11	三代川 雄哉	1	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	4	(1)		再質問1	令和6年度の取り組みに対する成果・評価・課題について伺う。	本市では、令和6年度の取り組みに対する成果・評価・課題を把握するため、昨年12月に教員・生徒・保護者を対象としたアンケートを実施した。まず、市立小・中学校の教員へのアンケートでは、中学校199人、小学校401人の合計600人から回答を得た。学校部活動を地域クラブ等が担うことについての設問では、中学校では、199人中158人が「賛成」または「どちらかといえば賛成」と回答し、割合は79%で、令和4年度の70%から増加している。また、「休日の部活動指導を希望しますか」という設問では、希望するという回答が、中学校では199人中84人で42%、小学校では401人中39人で10%となっており、指導者の確保が引き続き課題となっている。次に生徒へのアンケートでは、今年度、地域部活動に参加した運動部生徒39人、文化部生徒54人から回答を得た。その結果、自身の技能は上達したかの設問では、運動部では39人中37人で95%、文化部では54人中53人で98%の生徒が「格段に上達した」または「やや上達した」と回答していることから、地域部活動の導入は、一定程度生徒の技能の上達に寄与していると捉えている。最後に、保護者へのアンケートでは、地域部活動に参加した生徒のうち運動部の保護者40人、文化部の保護者42人から回答を得た。地域部活動の取り組みについての設問では、運動部では40人中21人で52%、文化部では42人中28人で67%の保護者が、「満足」または「やや満足」と回答している一方で、「普通」「やや不満」「不満」と回答した意見の中には「地域部活動と学校部活動の違いが分かりにくい」「制度の周知が不足している」といった意見が寄せられている。このことから、今後はより丁寧に周知を進めていくことが必要であると認識しており、令和6年度の成果と課題を踏まえ、本市の特色を活かしながら、引き続き地域移行を着実に進めていく。	今後はより丁寧に周知を進めていくことが必要であると認識しており、令和6年度の成果と課題を踏まえ、本市の特色を活かしながら、引き続き地域移行を着実に進めていく。	済
R7/1	12	相原 和幸	3	都市環境部	区画整理課	都市再開発について	1	(1)		本答弁	1. 鷺沼特定土地区画整理事業について (1) 進捗状況について	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R7/1	12	相原 和幸	3	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1	(1)		再質問2	鷺沼小学校の移転建て替えの進捗状況について伺う。	鷺沼小学校の移転建替えの進捗状況としては、令和6年3月に策定した基本計画を踏まえ、現在は、基本設計業務に取り組んでいるところである。設計においては、現在の鷺沼小学校の約1.5倍となる約2万平方メートルの敷地を活かし、児童が学び、活動するのに十分な普通教室、特別教室、放課後児童会や放課後子供教室、運動場、体育館その他必要な諸室を確保するよう進めている。	引き続き十分な施設を確保するよう進めていく。	済
R7/1	12	相原 和幸	3	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1	(1)		再質問3	鷺沼小学校の開校時期はいつになる予定なのか。	現在取り組んでいる基本設計の完了後、令和7年度から令和8年度にかけて実施設計を行う予定である。移転建替え工事については、令和9年度より着手し、開校時期は令和11年4月を予定している。	-	-

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/1	12	相原 和幸	3	学校教育部	指導課	学校教育について	3			本答弁	3. 市内小中学校における教育相談員及び学校司書の配置状況について	本市では、いじめや不登校等の不安や悩みを持つ児童生徒及びその保護者への支援を充実するため、教育相談員を配置している。また、読書活動の充実や学校図書館の魅力を高めるため、学校司書を配置している。はじめに教育相談員については、これまで順次増員を進めてきており、現在、市内全ての中学校及び小学校10校に配置している。学校に登校することはできても、教室で過ごすことが難しい児童生徒に対し、抱える悩みを受け止め、落ち着いた空間の中で、自分に合ったペースで学習や生活することができる校内教育支援センターの環境整備や企画運営など、学校における心の居場所づくりに取り組んでいる。令和7年度は、教育相談員2名の増員に必要な費用が本定例会に予算提案されており、児童生徒の相談・支援体制の更なる充実を図っていく。次に学校司書の配置状況についてお答えする。現在、小中学校23校に12名の司書が勤務しており、このうち11名が2校を担当、1名が1校を担当することで、全ての小中学校への配置となっている。業務としては、図書の整理など学校図書館の環境整備や学校職員と連携しながら本を使った授業の補助などに携わっている。今後も学校司書が有する知見や経験を大いに活用し、児童生徒の読書活動の充実を進めていく。	今後も学校司書が有する知見や経験を大いに活用し、児童生徒の読書活動の充実を進めていく。	済
R7/1	12	相原 和幸	3	学校教育部	指導課	学校教育について	3			再質問1	教育相談員の学校における役割について伺う。	教育相談員の学校における役割として、教育長答弁にもあった通り、普通教室とは別の落ち着いた空間の中、児童生徒が自分に合ったペースで学習や生活することができる校内教育支援センターの運営を中心に、相談業務を含め、学校における心の居場所づくりを担っている。具体的には、一人ひとりに合わせた学習指導のサポートや不登校傾向にある児童生徒への励まし等、児童生徒の状況に寄り添った支援を行っている。また、児童生徒とその保護者が抱える不安や悩みに対して、教育相談を通して、受け止め、心理的な負担を減らすなど、児童生徒及びその保護者の心のケアに努めている。教育委員会としては、教育相談員は、不登校児童生徒及びその保護者が安心して学校生活を送るために、必要不可欠な存在であると考えている。	-	-
R7/1	12	相原 和幸	3	学校教育部	指導課	学校教育について	3			再質問2	学校司書の学校における役割について伺う。	学校司書は学校において大きく4つの役割を担っている。1つ目が、図書・蔵書データの管理で、蔵書点検及びデータの入力、古くなった図書の廃棄などを計画的に行い、各校の実態に応じた図書管理を行っている。2つ目が、学校図書館の環境整備で、図書室内外の図書啓発の掲示物の作成や整理整頓等を実施している。3つ目が教育的活動で、教員の授業補助や児童生徒への読書指導等を行っている。4つ目が、学校図書館の運営管理に関する経営的活動で、学校図書主任会議に出席し、より良い学校図書館を目指して意見を述べている。このような役割を通じて、学校司書は学校図書館の充実に大いに寄与している。	-	-
R7/1	12	相原 和幸	3	学校教育部	指導課	学校教育について	3			再質問3	令和5年度における教育相談員への相談件数とその主な相談内容について伺う。	令和5年度における教育相談員への相談件数は、小学校では児童からの相談が1,278件、中学校では生徒からの相談が2,123件、児童生徒の保護者からの相談が453件で合わせて3,854件となっている。その相談内容は、一番多い相談が不登校に関するもので、次に学習面や進路選択に関するもの、本人自身に関するもの、人間関係に関するものとなっている。	今後も学校が一丸となって、不登校支援に取り組んでいけるよう、教育相談員の全校配置も含め、支援体制の充実を図っていく。	済
R7/1	13	大宮 こうた	9	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)	①	本答弁	3. 子どもにやさしい街について (1) 憲法の定める「義務教育の無償」原則の真の実現 ① 地方財政における学校徴収金の扱い、学校徴収金における「受益者負担の原則」の法的妥当性 地方自治法上の学校徴収金の位置付けと公会計化の検討状況、学校徴収金を「受益者負担の原則」に基づいて保護者に負担を求める法的妥当性について伺う。	学校徴収金とは、学校教育活動上必要となる経費として、教材費や校外活動費等、各学校が保護者から集めているものである。はじめに、学校徴収金の地方自治法における位置付けはない。同法において、現金の取り扱いとしては、地方自治体の歳入に属する現金、もしくは地方自治体の所有に属しないが法律又は政令の規定がある現金のみ地方自治体が保管できるとされており、私費については、地方自治体は保管することができないものと認識をしている。一方で、文部科学省において、学校徴収金の徴収・管理は学校の大きな負担となっているため、地方自治体が直接徴収・管理を行うこと、いわゆる公会計化を進めるべきものとの考えが示されている。学校徴収金の公会計化については、全国的にも始まった段階で、本市においては、先進自治体の動向を注視しているところであり、現時点では具体的な検討には至っていない。次に、学校徴収金における「受益者負担の原則」については、これも明確な法的妥当性はなく、これまでの経緯から、社会通念的に実施してきたと理解している。教育委員会としては、引き続き、「習志野市立小中学校学校徴収金取扱要領」及び「習志野市立小中学校 学校徴収金マニュアル」に基づき、適切な管理と保護者負担の軽減に努めていく。	引き続き、「習志野市立小中学校学校徴収金取扱要領」及び「習志野市立小中学校 学校徴収金マニュアル」に基づき、適切な管理と保護者負担の軽減に努めていく。	済
R7/1	13	大宮 こうた	9	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)	①	再質問1	学校徴収金は「私費」として整理しているということでしょうか。	本市においては、現在、学校徴収金は各学校が校長名で保護者から徴収し、校長名の口座で管理をしている。この学校徴収金については、教育長答弁にあったように、地方自治法において現金の取扱いとしては、地方自治体の歳入に属する現金や地方自治体の所有に属さないが法律又は政令の規定がある現金のみ、地方自治体が保管できるとされていることから、学校徴収金は、公費には当たらず、私費であるとの整理をしている。	-	-

【教育委員会】令和7年第1回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/1	13	大宮 こうた	9	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)	①	再質問2	憲法、教育基本法、学校教育法等の教育関連法令を踏まえて、学校徴収金の法的整理は何か。	学校徴収金については、教育長答弁にあったように、学校のエduカ活動上必要となる経費として、教材費や校外活動費等、各学校が保護者から徴収しているものである。法的整理としては、まず、日本国憲法第26条において、教育を受ける権利と受けさせる義務として、同条第2項で「義務教育はこれを無償とする」とされておりこの憲法の下、大きく公費、私費の2つの経費に分けられるものと認識している。1点目として、公費に相当する整理として、学校教育法第5条において、学校の管理、経費の負担として「学校の設置者はその設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する」とされ、また、地方財政法、同法施行令において、市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費として、一、市町村の職員の給与に要する経費、二、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の建物の維持及び修繕に要する経費とされている。具体的には、教育活動を展開する上で必要な経費として、職員給与の他、学校施設の整備費、教育委員会執行予算及び学校配当予算については、公費として賄われている。2点目として、私費の整理としては、学校徴収金に相当する整理として、学校教育法第34条において、教科用図書教材として同条2項において「教科用図書以外の図書その他の教材で有益適切なものは、これを使用することができる」とされ学校給食法第11条で、学校給食費は保護者の負担とされている。これらを踏まえ、本市の学校徴収金については、「習志野市小中学校 学校徴収金要領及びマニュアル」により、適正な管理に努めているところである。	-	-
R7/1	13	大宮 こうた	9	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)	①	再質問3	文部科学省では「徴収・管理が学校の大きな負担となっている」としているが、それ以外で、市において改善すべき、整理すべきと捉えている点は何か。	学校徴収金の徴収・管理については、平成31年1月25日付けの中央教育審議会の答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」において「学校給食費や教材費、修学旅行費等の学校徴収金については、先進的な地方公共団体の取組を踏まえれば、未納金の督促等も含めたその徴収・管理について、基本的には学校・教師の本来のな事務ではなく「学校以外が担うべき業務」であり、「地方公共団体が担っていくべきである」とされていることは認識している。本市における、学校徴収金については、未納・督促の他、徴収費目の数が多いことが課題であり、学校を経由せずに、保護者と業者等の間で、支払い、徴収の確立をはかることがその改善につながるものと捉えている。その一つに、学校徴収金の公会計化の取組があるものと考えている。学校徴収金の公会計化は、先進自治体において始まったところであり、今後もその動向を注視していきたいと考えている。	学校徴収金の公会計化は、先進自治体において始まったところであり、今後もその動向を注視していきたいと考えている。	済
R7/1	13	大宮 こうた	9	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)	①	再質問4	先進自治体の動向を注視しているところで、本市で公会計化に取り組む際に想定されるおもな課題は何か。	学校徴収金の公会計化については、一般的に会計の適正化や透明化が期待される反面、学校徴収金の内容が、教材費の他、校外活動費等の多岐にわたる上、修学旅行費積立金は保護者の納付年度と実際の支払年度が異なるなど、業務の複雑化による事務負担が大きくなることや、システムによる管理が必要になることが想定されるため、これによる導入するための経費が必要になるなどの課題があるものと捉えている。	-	-
R7/1	13	大宮 こうた	9	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(1)	①	再質問5	学校徴収金取扱要領の公開予定はあるのか。	学校徴収金取扱要領の公開については、今後、市ホームページでの掲載に向けて、準備を進めている。	今後、市ホームページでの掲載に向けて、準備を進めていく。	済
R7/1	13	大宮 こうた	9	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(1)	①	要望	資料請求でいただいた「習志野市小中学校学校徴収金取扱要領」を見ると、千葉市のものよりも優れている。それは何故かという、千葉市の方はこの要領は適正に管理するためと書いてあるだけであるが、習志野市のものは、適正な管理と保護者の負担軽減も行うとしっかり書いてある。是非、早めに公開していただき、議論の土台を作って欲しい。但し、大きな課題が一つある。「受益者負担の原則」とある。この言葉は、他の分野でも話題になるが、教育の現場でこの言葉は用いるべきではないと思う。本答弁でも、「明確な法的妥当性はなく、これまでの経緯から、社会通念的に実施してきた」とあるので、この要領を公開する前に、「受益者負担の原則」という言葉を使うのが正しいのか。テスト、ワーク、ドリルは、確かにやった後に紙として家に持って帰るが、これは教育活動の進捗をはかるものであって、紙を家に持って帰ることで、子どもの利益につながるの「受益者負担」というのは、誰が考えてもおかしいと思う。「受益者負担の原則」と書くのではなく、本来は義務教育は無償であるべきだが、財政上も苦しいので、一部に保護者に財政上の負担を求めたいと書けば、納得いただける面もあると思う。	-	「習志野市小中学校学校徴収金取扱要領」については今後公開する。また、「受益者負担の原則」という言葉については検討していく。	済
R7/1	13	大宮 こうた	9	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)	①	再質問6	「受益者負担の原則」に関し、「明確な法的妥当性はなく、これまでの経緯から、社会通念的に実施してきた」という状況は抜本的に改善すべきと考えるが、見解を伺う。	学校徴収金の徴収における受益者負担の考え方については、本市の「習志野市小中学校学校徴収金取扱要領」においても、受益者負担の原則をうたっており、学校が保護者から徴収した上で、管理・執行することにより、児童生徒及び保護者にとって利便性のある経費となるものと整理している。この受益者負担とは、これまでの経緯の一つとして、全国都道府県教育委員会の教育長で組織する「全国都道府県教育長協議会」の過去の報告において、子ども個人が所有・使用し、その利益が子ども個人に還元するものにかかる経費との考えに基づいていることも一つの要因と認識している。今後については、本市教育委員会として、受益者負担の原則の考え方について、保護者の経済的負担の軽減を進める中で、国や他自治体の状況も踏まえて、対応していくものと考えている。	今後については、本市教育委員会として、受益者負担の原則の考え方について、保護者の経済的負担の軽減を進める中で、国や他自治体の状況も踏まえて、対応していくものと考えている。	済

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/1	13	大宮 こうた	9	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)	①	再質問7	保護者負担の軽減に関する取組の進捗を伺う。	本年度の、保護者負担の軽減に関する取組については、次の4点について進めてきた。1点目は、学習教材の共用品化についてである。本年度の各学校の実績や使用状況を検証し、今後、共用品化していく学習教材の可否について教育委員会としての考えを取りまとめた。2点目は、進路に係る費用について、保護者からの徴収はせず、公費で賄うこととした。これを含めて、学校徴収金マニュアルの改定を行い、学校徴収金の取扱の、一層の明確化を図った。3点目は、ドリルやワーク類といった学習図書教材等について、その精選を図るとともに、AI型デジタルドリルの活用を進めてきた。4点目は、PTA等からの寄附について、各小中学校と、そのあり方についての共通理解をする中で精査を図り、従来の寄附件数からの削減を行った。また、本年度から、市内全校において、卒業生からの卒業記念品の寄附をなくすこととした。令和7年度は、本年度の成果を基に、更なる取り組みを継続していく。	令和7年度は、本年度の成果を基に、更なる取り組みを継続していく。	済
R7/1	13	大宮 こうた	9	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)	①	再質問8	実務上、学校徴収金に関する不正事案が生じる蓋然性は高いと考えるが、他自治体で過去に発生した不正事実の実情を踏まえた現状認識について伺う。	学校徴収金については、他自治体で不正が生じていることは、報道等で認識している。教育委員会としては、適正な管理と会計処理を行うため、「習志野市小中学校学校徴収金取扱要領」において、各校に、校長が任命する校内の複数の職員で組織する「学校徴収金検討委員会」を設置して、必ず、複数の職員による徴収金額の審査、徴収金の決定及び監査の実施を規定している。各校においては、これに基づき、学校徴収金の適正な執行をしている。また、教育委員会でも法定表簿の点検の際に、学校徴収金の事務を確認をし、必要に応じて指導している。	-	-
R7/1	13	大宮 こうた	9	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(2)	①	本答弁	3.子どもにやさしい街について (2)小中学校の適正規模・適正配置 ①児童数が大きく減少する見込みの秋津・袖ヶ浦西小学校への追加的対応 「令和6年度小・中学校児童・生徒数及び学級数推計」に関する、全ての学年が単学級になると推計された秋津小学校、袖ヶ浦西小学校に対し、小規模特認校という対応だけでは十分ではないと考えるが、今後の対応を伺う。	令和6年12月に実施した、「令和6年度小・中学校児童・生徒数及び学級数推計」において、袖ヶ浦西小学校、秋津小学校においては、「習志野市小中学校適正規模・適正配置の方針」において、協議を始める目安となる、今後6年以内に全ての学年で単学級になると推計している。この2校については、児童数の減少を踏まえ、袖ヶ浦西小学校は、平成28年度から、秋津小学校は、平成16年度から、それぞれ小規模特認校として、市内全域からの就学が選択できるようになっている。両校では、これまでも保護者向けの学校説明会や見学会の実施、児童募集のチラシの配布、ホームページでの広報活動など、児童増加につながるよう、学校の魅力を積極的に発信してきた。そして、令和7年2月の時点で袖ヶ浦西小学校では、通常学級児童166名のうち25名が、秋津小学校では、通常学級児童207名のうち27名が、学区外から通学をしている。教育委員会としては、引き続き、各校が、より特色ある教育活動を展開できるよう、学校と連携して取り組んでいく。これまでの取り組みの一例を申し上げますと、袖ヶ浦西小学校では、令和5年度に、日本語を母語、これは幼い時から自然と身に付け、話すことができる言葉だが、日本語を母語としない児童に対する指導として「日本語指導教室」を開室し、さらに、本年4月には、袖ヶ浦西小学校分教室の開室を予定している。今後も、他の小規模特認校も含め、小規模校ならではの持続可能な学校運営に向け、現在、袖ヶ浦西小学校と袖ヶ浦東小学校で実施している近隣の学校との合同行事の実施について、第七中学校区でも連携して実施することや、増加が見込まれる外国人人口も見据えた日本語指導教室を拡充することなど、関係各所と協力しながら検討していく。	今後も、他の小規模特認校も含め、小規模校ならではの持続可能な学校運営に向け、現在、袖ヶ浦西小学校と袖ヶ浦東小学校で実施している近隣の学校との合同行事の実施について、第七中学校区でも連携して実施することや、増加が見込まれる外国人人口も見据えた日本語指導教室を拡充することなど、関係各所と協力しながら検討していく。	済
R7/1	13	大宮 こうた	9	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(2)	①	再質問1	単学級を解消するためには、小規模特認校制度だけでは不十分であると考えるが、見解を伺う。	これまで実施してきた小規模特認校制度の実績を検証すると、制度を使って児童数が増えてはいるものの、全学年における単学級の解消には至っていないことから、この状況は、なかなか変わっていくものではないという認識はもっている。教育委員会としては、各校がそれぞれの地域や学校ならではの特性を生かし、児童生徒一人ひとりが輝く、特色のある教育活動が展開できるよう、各校と連携して取り組みを推進していきたいと考えている。今後は、教育長の答弁にもあったとおり、近隣の学校との合同行事を第七中学校区でも連携して実施することや、増加が見込まれる外国人人口を見据えた、日本語指導教室を拡充することなど、関係各所と協力しながら検討していく。	今後は、教育長の答弁にもあったとおり、近隣の学校との合同行事を第七中学校区でも連携して実施することや、増加が見込まれる外国人人口を見据えた、日本語指導教室を拡充することなど、関係各所と協力しながら検討していく。	済
R7/1	13	大宮 こうた	9	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(2)	①	再質問2	学校、行政、保護者、地域等の代表で、今後のまちづくりの中に学校をどのように位置づけていくのか検討する会議の設置予定について伺う。	教育委員会では、令和2年度に策定した「習志野市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」において、児童・生徒数が大きく減少し適正規模に満たない学校においても、「地域のコミュニティーの核としての学校の役割は大きいため、可能な限り維持していく」としている。しかしながら、「6年後の学級推計値で、全ての学年が単学級となるなど、学校運営上の課題が想定される場合には、学校、行政、保護者、地域等の代表で、今後のまちづくりの中に学校をどのように位置づけていくのか検討する会議を設置する」としている。これは、全ての学年が単学級となった場合は、他の学年の児童と合わせて16人を下回り学年を超えて1学級を編制する、いわゆる複式学級が発生する可能性があり、様々な学習上の課題が想定されるためである。秋津小学校及び袖ヶ浦西小学校については、教育委員会が行った「令和6年度版 小・中学校児童・生徒数及学級数推計」では、6年以内において全ての学年が単学級になる推計であるとはいえ、複式学級になる予測ではないことから、現段階において、教育委員会としては、会議の設置については検討していないが、学校運営協議会を含め、当該学校との情報共有を図っていききたいと考えている。	現段階において、教育委員会としては、会議の設置については検討していないが、学校運営協議会を含め、当該学校との情報共有を含め、当該学校との情報共有を図っていききたいと考えている。	済

【教育委員会】令和7年第1回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/1	15	荒原 ちえみ	5	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		本答弁	4.「習志野市学びの多様化学校」の4月開室にむけて (1)「習志野市学びの多様化学校」の現状について 4月の開室にむけて現在の進捗状況を伺う。	学びの多様化学校の設置場所は、袖ヶ浦西小学校の分教室として、第三中学校の4教室を使用し て開設する。大きな特徴である教育課程については、毎朝15分間、軽い運動の時間を 設定し、規則正しい生活習慣を身につけるようにする。また、授業時間については、学 習のできていない内容を補いながらゆっくりと学習できるよう、1コマを60分として いる。教育課程以外においては、敷地内で第三中学校の生徒と動線が重ならないこと 、給食については、給食センターから提供すること、登下校時刻を児童にあわせて 柔軟に対応できることなど、児童が安心して生活を送ることができるよう配慮して いく。教職員の配置については、担任2名、補助的な教員が1名、養護教諭1名の配 置を予定している。分教室の運営については、本校である袖ヶ浦西小学校の校長と 常に連携することで、教育委員会がしっかりとサポートしていく。現在、文部科学 省より設置の認可を受ける見通しが立ったことから、「習志野市立袖ヶ浦西小学校分 教室設置規則」を制定し、入室を希望している児童の入室手続きを進めていること である。今後も、4月の開室に向けて、一つ一つ着実に前へ進めていく。	今後も、4月の開室に向けて、一つ一つ着実に前へ進めていく。	済
R7/1	15	荒原 ちえみ	5	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		再質問1	不登校の児童生徒が全国的にも増加している。習志野市においても同様のことであ るが、その理由について伺う。	不登校が増えている主な理由としては、コロナ禍での臨時休校やこれに伴う様々 な制約による児童生徒の生活リズムの乱れが一因となり、登校への意欲を減退させ たことが影響しているものと捉えている。また、子どもの人権や価値観が尊重され る社会の中で、児童生徒や保護者の意識にも変化が見られ、学校だけでなく、様 々な学びの場での学習を選択する児童生徒が増えている現状も見られる。不登校 の要因は多岐にわたり、今後も不登校児童生徒の増加が予想されるため、教育委 員会としては、不登校児童生徒、それぞれの実態に応じて、必要な支援を行う よう、努めていく。	今後も不登校児童生徒の増加が予想されるため、教育委員会としては、不登校 児童生徒、それぞれの実態に応じて、必要な支援を行うよう、努めていく。	済
R7/1	15	荒原 ちえみ	5	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		再質問2	習志野市の不登校になっている児童生徒が個々に抱えている問題は何か伺う。	不登校児童生徒が個々に抱えている不安や悩みなどは、一つだけではなく、いく つかの要素が重なっていることがあるため、全体的な傾向としてお答えする。不 登校の背景や要因としては、「友人関係をめぐる問題」や「学業の不振・進路にか かる不安」などの学校に関するものや、「家庭の生活環境の急激な変化」などの家 庭に関するもの、「理由の分からない腹痛・頭痛などの病気による欠席」や「無 気力や生活習慣の乱れ」などの本人に関するものが挙げられる。不登校の状況 は個々により異なるため、その背景や要因を理解する中で、一人ひとりの児童生 徒に寄り添った支援を進めていく。	不登校の状況は個々により異なるため、その背景や要因を理解する中で、一人 ひとりの児童生徒に寄り添った支援を進めていく。	済
R7/1	15	荒原 ちえみ	5	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		再質問3	どのような理由で学びの多様化学校を設置しようと考えたのか。	本市においては、特に小学生の不登校の増加が顕著であり、義務教育9年間 の中でできるだけ早い段階で支援を行うことが将来的に円滑な学校復帰につな がると捉え、小学生を対象とする学びの多様化学校を設置することとしたもので ある。	-	-
R7/1	15	荒原 ちえみ	5	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		再質問4	学びの多様化学校の設置を決めてから現在に至るまでの経緯について伺う。	学びの多様化学校の設置については、令和5年度から文部科学省へ外向き情 報収集を開始するなど、検討を進めてきた。令和6年度には、検討を具体化す るため、学校教育部内に「学びの多様化学校設置検討委員会」を設置し、学 校の種別や設置場所等の検討を行ってきた。検討委員会の協議の中で、本市 においては、学校種は小学校とし、設置場所を第三中学校の一部教室を利用 し、袖ヶ浦西小学校の分教室として設置することが適切と判断した。令和6年 9月に文部科学省への設置申請に向け、必要となる実施計画書の作成を、文 部科学省の指導を受けながら整えてきた。この実施計画書の内容が概ねまとま ったことから、令和6年11月17日に保護者を対象とした「学びの多様化学 校開室説明会」を実施し、その後は希望する児童と保護者との個別相談対応に 加え、当日参加できなかった保護者向けとして改めて全保護者に資料を送付 した。また、入室を希望する児童の見込み数を基に、県に対し、教職員の配 置について要望するとともに、開設に向けての施設整備を行ってきた。この ような段階を経て、本定例会に同分教室の運営に必要な経費を予算計上し、 提案がなされているところである。	-	-
R7/1	15	荒原 ちえみ	5	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		再質問5	文部科学省から学びの多様化学校設置の認可は本当に受けられるのか伺う。	ただ今、お答えしたとおり、文部科学省とはこれまで設置に向けて、指導 を受けるとともに、連携を密に図りながら進めてきた。現在、文部科学省 からは審査が最終段階に入っており、今年度内に設置の認可の通知を 発出すると連絡を受けている。このことから、教育委員会としては、設 置認可を前提に、入室児童の決定など、円滑に4月開室ができるよう進 めていく。	教育委員会としては、設置認可を前提に、入室児童の決定など、円滑 に4月開室ができるよう進めていく。	済
R7/1	15	荒原 ちえみ	5	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		再質問6	学びの多様化学校の教職員は、専任で配置されるのか伺う。	学びの多様化学校の教職員については、習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室 の専任の教職員として配置される予定である。	-	-

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/1	15	荒原 ちえみ	5	学校教育部	指導課	学校教育 について	4	(1)		再質問7	不登校児童生徒の保護者への支援について伺う。	不登校児童生徒の保護者への支援としては、専門性を有する県から小中学校へ配置されているスクールカウンセラーや、学校の要請により、必要に応じ様々なサポートが得られるスクールソーシャルワーカーにつなげること、また、市の教育相談員や訪問相談員を活用していただくことを促している。また、市内の公民館等を利用して、同じ悩みを持つ保護者の交流会「あいあい広場」も実施している。このように教育委員会としては、不登校児童生徒だけでなく、保護者に寄り添った支援も行っている。	-	-
R7/1	15	荒原 ちえみ	5	学校教育部	指導課	学校教育 について	4	(1)		要望	学びの多様化学校や各学校での支援体制づくりを進めることを要望する。	【教育長答弁】 不登校については大きな問題であると捉えており、不登校児童生徒のエネルギーを高めて社会、学校に戻っていききたいという思いの中で、学びの多様化学校の開室を考えている。学びの多様化学校を開室すればすべてが解決するとは捉えていない。通常の学校の中でしっかりと児童生徒の思いを受け止め、そのエネルギーを高める努力をこれからもしていかなければならないと思っている。	今後も動向を注視していく。	済
R7/1	15	荒原 ちえみ	5	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	5	(1)		本答弁	5. 学校体育館へのエアコン設置状況について (1) エアコン設置の進捗状況について エアコン設置の概要について伺う。	学校体育館 空調設備設置工事にかかる工事請負契約の締結については、本定例会初日に、先議にて可決いただいたところである。現在、各工事請負事業者がメーカーへ空調機器の発注を行っているところであり、今後、機器の納期に合わせ、順次エアコン設置工事に着手していく。エアコン設置順の考え方としては、部活動など使用頻度が高いことや、避難所としての収容人員の多い中学校を第一優先としている。中学校の工事終了後、小学校の工事に移り、小学校においては、風水害の際に、避難所として優先開設される小学校や近隣の避難所の有無を考慮し、設置順番を決定したいと考えている。エアコンの使用開始時期としては、エアコン機器の納期が、現在約6か月程度かかると予測されており、納品後に工事を行うことから、小学校においては、早い学校で10月、中学校については9月、習志野高等学校については、第一体育館が9月と想定しているところである。いずれも設計段階における見込みであり、時期が前後する可能性があるが、可能な限り、早期のエアコン設置を目指していく。	可能な限り、早期のエアコン設置を目指していく。	済
R7/1	15	荒原 ちえみ	5	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	5	(1)		再質問2	先進自治体の事例を参考に、効果的なエアコン設置の検討を要望していたが、その検討結果について伺う。	体育館の大きさや構造については、学校によって様々であることから、設計段階において、各学校への現地確認を実施するとともに、本市と同じくガス方式を採用している船橋市の中学校を現地調査した。船橋市での当日は、最高気温35度であったが、エアコン稼働後10分程度で涼しさが感じられるようになり、通常、児童生徒が活動する床上2メートル程度まで冷房効果があることを確認している。このように、現地確認や他市の事例も参考にしながら、エアコンの効果がしっかり得られるよう室内機の設置位置、台数、空調能力などを決定したところである。	-	-
R7/1	15	荒原 ちえみ	5	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	5	(1)		再質問3	ガス方式とした理由について伺う。	このたび整備するエアコンの動力源としては、設計業務に取り組む中で、ガス方式と電気方式の双方を検討した結果、コスト面や二酸化炭素排出量などの環境面での優位性、本市においては、市営ガスを運営していることなど総合的に判断し、ガス方式で整備する。また、今回導入するガス機器は、ガスで発電する機能を有しており、災害時等で停電した場合にもエアコンの使用が可能な機種である。	-	-
R7/1	15	荒原 ちえみ	5	学校教育部	保健体育安全課	学校教育 について	6	(1)		本答弁	6. 学校給食費無償化に向けて (1) 学校給食費の中学3年生の無償化を求める	これまでの議会でお答えしているとおり、学校給食費の無償化は、日本全国の児童・生徒が等しく恩恵を受けることが望ましく、国において実施される施策であるものと考えている。この考えに基づき、本市としては、千葉県市長会を通じて無償化の事業の継続には財政的負担が大きく、その対応については、各市町村の財政状況等によって地域格差が生じていることから、国に対し学校給食費無償化にかかる事業費及び事務費について全額、国の負担により実施することを要望している。一方で、本市では、令和5年1月から、千葉県における補助制度を活用し、第3子以降の給食費無償化に取り組んでおり、給食費無償化については、引き続き、国や県の動向を注視していく。なお、物価高騰へ対応するため、令和7年4月に給食費の改定を予定している。この改定による増額分について、令和7年度は、保護者の経済的負担の軽減を図るため、小・中学校の児童生徒分、約9千500万円を市が負担するものとして、本定例会で令和7年度の当初予算案に計上し、提案されている。	国や県の動向を引き続き注視していく。	済
R7/1	15	荒原 ちえみ	5	学校教育部	保健体育安全課	学校教育 について	6	(1)		再質問1	令和6年の9月議会において、中学3年生の無償化を要望した。国や県の動向を注視していくとのことだが、やはり中学3年生に焦点をあてて、段階的に無償化して欲しいがいかがか。	先ほどの教育長答弁にあったように、学校給食費の無償化は、日本全国の児童・生徒が等しく恩恵を受けることが望ましく、国において実施される施策であるものと考えている。この考えに基づき、本市としては、国に対し学校給食費無償化にかかる事業費等及び事務費について全額、国の負担により実施することを要望しており、引き続き、国や県の動向を注視していく。	国や県の動向を引き続き注視していく。	済

【教育委員会】令和7年第1回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/1	16	木村 孝	6	政策経営部	財政課	行財政運営について	1	(1)	①	本答弁	1. 秋津サッカー場について (1) なぜ天然芝から人工芝へ ①秋津サッカー場の天然芝を、4億円も予算化して人工芝に変更する理由は何か。利用者や競技環境への影響も含め、市の判断の根拠を分かりやすく説明してほしい。 (2) モリシア跡地の再開発事業で、市の負担額が150億円から195億円に増え、45億円も増額となる。そのような危機的な台所事情に遭遇しながら、人工芝の財源はどのように確保するのか。このようなタイミングで不要不急な事業と考えるが、今本当に必要な人工芝の事業なのか。 (3) 老朽化した施設、「企業版ふるさと納税」で整備を提案する。秋津サッカー場の建物やスタンドの老朽化が進んでいる。天然芝だからこそ、最も可能でお金が集まり、市の負担を抑えながら、企業版ふるさと納税を活用して再整備する方法も考えられるのではないか。 (4) 施設建物の老朽化と優先すべき整備について ①天然芝のグラウンドは老朽化していないにも関わらず、人工芝化が優先されることを本当に危惧している。施設の老朽化が進んでいる観客席やトイレ、ロッカールーム、シャワールームなどの改修を優先すべきではないか。	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R7/1	16	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(1)	①	再質問1	「市民利用の利用を増やす」とあるが、どのように増やしていくのか。	これまでも同様の趣旨の答弁をしたが、まず、人工芝化によって、整備日や養生期間により利用できなかった期間や天然芝の養生に必要な特有の利用形態、具体的には年間約200日に及ぶ整備・調整期間による利用不可日や雨天・グラウンド不良による利用中止日、または練習での利用や部分貸しができないことで、利用ができなかった団体や多くの市民にこれら利用に関する制限を開放することができる。そのうえで、指定管理者である「公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団」と連携し、サッカーに限らず、各種スポーツの練習や様々な教室、イベントに活用していくこと、また、グラウンドを半面、4分割、あるいは8分割して貸すことの検討などにより、利用機会のさらなる増、稼働率の向上に取り組んでいく。なお、平日15時以降や、土日・祝日に利用ニーズがあると捉えている。	今後も動向を注視していく。	済
R7/1	16	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(1)	①	要望	200日の利用不可日とあるが、これには疑問が残っている。芝の育成・促進のために養生日として押さえているのが、冬芝の切り替えの時期の10月のみである。この1か月間が本来の利用不可日として捉えることができる。それ以外は調整日とし、利用が入れば実際に使えるようになっているとのことであり、芝生のために200日が利用できないのは事実上と違う。また、練習や部分貸しはできないということだが、これは運用上の問題であって、天然芝でも実際は部分貸しをしている。利用制限を厳しくかけずに柔軟に開放すればよい。野球場は試合形式でしか貸していないが、サッカー場は練習や部分貸しをしており、答弁とは異なる。さらに、サッカー以外の利用にも活用していくという答弁だが、現在の天然芝でもアメフトやかけっこ教室、テレビのCM撮影、ラグビー、マラソン大会でも活用されているという実績は多々ある。平日の15時以降、土曜、日曜、祝日にニーズがあると答弁しているが、これは人工芝だからという理由で起因した要因ではなく、天然芝でも同じニーズがある。その理由は、利用者のライフスタイルで平日は学校や仕事があり、土曜、日曜は休みなので利用があるということである。その点は冷静に考えてほしい。	練習や部分貸しについて、特殊な事情に関しては対応している。また、日数を増やしていくということについては、当然維持管理費が高騰するという事情があるので中々難しいと捉えている。	日数を増やしていくということについては、当然維持管理費が高騰するという事情があるので中々難しいと捉えている。	済

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/1	16	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(1)	①	再質問2	「稼働率を上げることを目的」とあるが、どのように上げていくのか。	「広場を使用して何かをやりたい」というニーズは、スポーツをはじめ、様々にある。現状は、「質の高い天然芝を維持すること」が主となり、限られたスポーツ、かつ、限られた時間、かつ、限られた利用方法であるため、それ以外の使用はお断りしている。当時と違い、グラウンドのニーズはかなり変化している。時代の変化や多様化を鑑み、市民に有効に利用していただくことを想定している。	今後も動向を注視していく。	済
R7/1	16	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(1)	①	要望	限られたスポーツ、限られた時間、限られた利用方法であるため、それ以外はお断りをしていたという経緯があると思うが、このような規制を緩和して、もっと臨機応変に使えるようにするべきである。天然芝の活用だからこそ、スポーツ以外でも子どもたちにとって貴重な自然環境の教育もでき、最高の教材として秋津サッカー場の天然芝は活用できる。このような観点からも希少価値のある貴重な天然芝は残すべきである。今後、子どもたちにこのような環境教育的な活動を秋津サッカー場のピッチの上で体験してみてはいかがか。教育委員会に提案する。	-	「秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針」に基づき取り組んでいく。	済
R7/1	16	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(1)	①	再質問3	「令和14年度に長寿命化改修を行う予定」とあるが、これでは、7年後の改修となり、すごく遅く、施設建物はもうもないほどの老朽化になっている。対処療法で、その場しのぎの対処を重ねても、根本的な解決にならない。喫緊の順位として人工芝化に4億円を使うのではなく、市民の安全安心のために使うべきと提案するがいかがか。	令和14年度の長寿命化改修では、「秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針」に基づき、再整備の実現に向け、施設・設備の老朽化対応を行う。先ほどから述べているように天然芝は、維持管理の性格上、稼働率すなわち、市民の方の利用が低い割に費用がかかり、費用対効果が低いため、再整備にかかる財源さえも圧迫する可能性がある。このようなことから、稼働率の向上が期待できる人工芝の設置に関する予算計上を行ったところである。	今後も動向を注視していく。	済
R7/1	16	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(1)	①	要望	7年後の改修とあるが、そのタイミングは適切なのか。利用者の安全と快適な施設を最優先すべきであって、早期改修の必要性を強く求めたい。	-	今後も動向を注視していく。	済

【教育委員会】令和7年第1回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/1	16	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(1)	①	再質問4	天然芝の方が費用対効果が低く、財源を圧迫するという答弁があったが、それは逆だと考える。人工芝は初期費用で4億円かかり、これこそが財源を圧迫する。また、私が作成した資料では、人工芝は10年間で2億9000万円の財源を圧迫する。また、張り替えが10年ごとに発生し、その度に4億円程度かかる。	当然、天然芝の初期工事は0円、人工芝は約4億円かかるが、30年間のコスト比較をしてそれでも人工芝の方が財政効果があると計算している。	-	-
R7/1	16	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(1)	①	再質問5	企業版ふるさと納税は天然芝だからこそ多額な資金が投資される。 企業版ふるさと納税から多額の資金を集めるためにも、天然芝だからこそ、活かしていける。今一度立ち止まって、棚上げにしてほしい。天然芝を残し、運用面やソフト面などを改革することで、採算は十分とれる。	運用面やソフト面などを変更し、現在の状態の天然芝を保つことは、難しいと考える。現在の整備期間をかけてメンテナンスすることによって、現在の状態を保っている。また、利用日を増やした場合、その分維持管理費が増えることは容易に想定でき、採算は難しいと考える。そもそも、毎年の維持管理費を寄付に頼ることは難しいと考えている。施設の老朽化対応については、現在のところ、令和14年度に長寿命化改修を行う予定であり、それまでの間は安全に配慮し、必要な改修・修繕を実施することとしており、令和7年度予算案においては、トイレの改修費を計上している。なお、施設の改修等に、企業版ふるさと納税を活用することについては、財源確保策の一つとして、必要に応じて対応していく。	-	-
R7/1	16	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(1)	①	再質問6	再質問4について、10年の効果額を3倍して読み替えれば30年間の効果となり、天然芝の方が費用対効果が高くなるのではないか。	張り替えに4億円かかるという試算はしていない。当然、次に張り替える時は、下地が均してあるため、その分の工事費は不要である。また、収入も今の天然芝よりも人工芝の方が稼働率が上がり、色々な形態で使っていただく考えであることから、30年を比較して効果があるということである。10年という短いスパンだと、天然芝の方がかからないという計算はあるが、30年という長いスパンで計算して、財政効果があると捉えている。	-	-
R7/1	16	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(1)	①	再質問7	人工芝の張り替えは10年毎に3、4億円程度かかるのではないのか。	人工芝の張り替えは2回行うこととし、2億2880万を計上している。地盤を改良したときの残土の処分などは想定していないため、張り替えのたびに4億円かかるとは計算していない。	-	-

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/1	16	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(1)	①	再質問8	先ほどの答弁の中で、今の状態の天然芝を保つことは難しいというお話だが、本当に現場を熟知した専門家からの回答なのか。利用日を増やした場合、その分維持管理費が増えることが容易に想定でき、採算難しいという答弁だが、それはどういことか。	先ほどから答弁しているが、利用実態は試合形式でしか貸しておらず、部分貸しは行っていない。また、養生日を全て利用可能にすると当然維持管理費がかかってしまう。これらは指定管理者の公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団に確認し、答えている状況である。	-	-
R7/1	16	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(1)	①	再質問9	人工芝化によって、700万円の収入が得られるという答弁があったが、例えば、船橋市の高瀬町運動広場の人工芝は年間で457万円の収入であり、ナイターの照明代も含めている。八千代市総合グラウンドの人工芝はサッカー、陸上など様々な活動に対応しているが、それでも年間313万円である。答弁には、新たに350万円の収入を見込むとあるが、指定管理者が自主事業を行うことで、これを合わせれば大体700万となる。この自主事業の350万円とは一体何か。	自主事業だけではなく、一般のサッカーチームや地元の高校の部活動での定期利用等も含めて新たに350万円という収入が得られるという想定をしている。	今後も動向を注視していく。	済
R7/1	16	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(5)	①	本答弁	1. 秋津サッカー場について (5) これまでの当局答弁の内容のファクトチェックについて ① これまでの答弁は事実と一致しているか。過去の文教福祉常任委員会や議会答弁と実際の計画・データを照らし合わせ、食い違いがないか確認したい。市として丁寧な説明が求められるのではないか。	過去の文教福祉常任委員会や本会議での答弁については、令和4年3月に策定された「秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針」などの事業実施における方針で算定された客観的データを用い、答弁させていただいている。今後についても、引き続きそのような考え方の中で、丁寧な説明に注力していく。	今後も丁寧な説明に注力していく。	済
R7/1	16	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(6)	①	本答弁	1. 秋津サッカー場について (6) 人工芝化後の年間使用料と稼働率の見込みについて ① 人工芝化後、年間使用料を幾らと見込んでいるのか。また、稼働率は何%と想定しているのか。他自治体の人工芝グラウンドの実績を踏まえ、試算の根拠を示してほしい。 (7) 人工芝の張替え工事期間による影響について ① 今回の人工芝化工事は6か月を要し、その間グラウンドは使用不可となり、さらに10年ごとに張替え工事が発生し、毎回6か月間使用不可となる。これにより、人工芝化後の稼働率が低下するのではないか。長期的な視点での影響をどのように評価しているのか。 (9) 人工芝化による利用増加の試算根拠について ① 秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針では、現状の稼働こま数330→人工芝化後1,081と試算されている。この試算の根拠を具体的に示してください。平日日中の利用状況を踏まえ、本当に3倍の利用増が可能なのか。	秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針においては、秋津サッカー場の人工芝化によって、稼働見込みコマ数として、1,081コマを見込んでいる。この内容としては、平日15時以降に利用ニーズがあると想定し636コマ、土日・祝日は445コマとしている。一方、天然芝の現状としては、330コマとなる。両者を比較すると、人工芝は天然芝より約750コマ分の利用を増やすことが可能となる。この稼働見込みコマ数を踏まえ、現実的な利用見込みを算出したところ、人工芝化によって年間約700万円の収入を試算した。なお、今回の秋津サッカー場グラウンド人工芝化整備工事は、工事期間を6か月程度と考えている。また、10年毎の張替えの際も、ある程度の工事期間を要するが、現状の天然芝と人工芝を提案している予算を基に、30年間の整備費、維持管理費、収入等の累積に基づく費用対効果を算出し、比較検討をした結果、人工芝化をすることで約915万円の財政負担の軽減が図られることから、予算計上しているものである。	-	-

【教育委員会】令和7年第1回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/1	16	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(6)	①	再質問1	人工芝の工事期間は6か月で、その間は、まとまって使用できない期間が生じる。この期間は10年おきに発生することになる。一方、天然芝の場合、養生期間は1か月程度であり、これが本来のまとまったクローズ期間。この点を考慮する必要がある。また、天然芝と比較して人工芝の費用対効果が優れていると言えけれども、その計算方法や評価基準を明確にし、どのように定量的に捉えているのかを示してください。	「秋津野球場・サッカー場等の再整備基本方針」においては、天然芝と人工芝では、一般的な耐用年数が異なることから、全面張替の期間が、天然芝15年、人工芝10年とし、あくまでも「秋津野球場・サッカー場等の再整備基本方針」を基に、現在の数値で記載したが、30年間の整備費、維持管理費、収入等の累積に基づく費用対効果を算出した。具体的には支出として、初期工事費が天然芝は0円。人工芝は4億762万7千円。30年間の維持管理費が、天然芝は5億3千343万円。人工芝は3千420万円。張替え工事費が、天然芝は4千840万円。人工芝は2回分で2億2千880万円。これら支出の合計が、天然芝は5億8千183万円。人工芝は6億7千62万7千円。次に30年間の収入として、天然芝は1億505万円。人工芝は2億300万円。この内天然芝は1回、人工芝は2回分の張り替える年度の収入は通常年度の2分の1として算出している。これらの比較検証を通じて、人工芝化することで、約915万の財政負担が軽減できるというものである。	-	-
R7/1	16	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(6)	①	要望	天然芝の全面張り替えが15年としているが、実際にはそういうことはなく、秋津サッカー場の実態は、現在28年間天然芝を張り替えていない。実態に基づいたデータを出してほしい。	現在、天然芝を張り替えて約28年経つ。逆に人工芝も10年ごとに張り替える必要があるのかも疑問であるが、現時点では基本方針をもとに予算比較をしている。	現時点では基本方針をもとに予算比較をしている。	済
R7/1	16	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(6)	①	再質問2	基本計画も実態に即した形で作ってほしい。天然芝は、丁寧にメンテナンスを行うことで、長い期間にわたり持続可能性があることが証明されている。天然芝は自然環境を守りながら、循環型社会に適したものとなっている。秋津サッカー場の天然芝の張り替え工事費の4,840万円という数字を出しているが、それは全く必要ない。	芝だけではなく地盤が固まることもあるため、改良等も必要であり、28年前に張り替えを実施した時も、地盤を全部取り替えている。現在、28年経っていることから、天然芝を続けた場合、今後30年間に必ず張り替える期間が生じることが想定できる。	-	-
R7/1	16	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(6)	①	再質問3	30年間の維持管理費が天然芝は5億3343万円と答弁しているが、疑問である。私の試算では、年間1,220万円に30年間掛けると3億6600万円となり、こちらの方が妥当性があると感じている。5億3343万円の具体的な根拠は何か。	年間の管理費を1,778万1000円として計算している。物価高騰等も考慮し、今まで以上により良い芝を管理していくと、これほどの経費がかかると指定管理者から伺っている。	今後も動向を注視していく。	済

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/1	16	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(6)	①	再質問4	1,778万1000円は、指定管理者が算出したということか。	人件費等も高騰していることから、どれほどかかるかを指定管理者と協議した中で、算出をしている。	今後も動向を注視していく。	済
R7/2	16	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(8)	①	本答弁	1. 秋津サッカー場について (8) 年間利用実績の詳細について ①秋津サッカー場が実際に、どのように利用されたのか。年間利用実績の詳細データを提示してほしい。利用者数・時間帯・用途（大会・練習・イベント等）の分類も含めて示してください。	利用実績については、当時の「公益財団法人習志野市スポーツ振興協会」現在の「公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団」の「令和5年度事業報告及び決算書」の数値を申し上げると、秋津サッカー場グラウンドの利用人数は7,245人となっている。利用の時間帯については、土日・祝日は終日を通して幅広い時間帯での利用があり、平日は日中の利用は少なく、主に夕方から夜間の利用となっている。また、利用用途だが、大会及び教室としての利用が96件、一般利用が56件で合計152件となる。さらにこの内訳として、サッカーが136件、アメリカンフットボールが5件、かけっこ教室が7件、マラソンが1件、その他イベント等が3件で計152件となっている。	-	-
R7/1	16	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(10)	①	本答弁	1. 秋津サッカー場について (10) 秋津サッカー場の高付加価値と市民還元について ①スペインのレアル・ソシエダが秋津サッカー場の天然芝を高く評価し、日本ツアーの際、国立競技場での試合前日に、秋津サッカー場で練習を実施し、天然芝での30分のサッカークリニック付きチケットが、バック販売で300万円もの価値をはじき出した。今後も同様な高付加価値なイベントが企画される見通しがある。レアル・ソシエダ側と協力し、この収益の一部還元や市民サービスへと還元する方法を検討すべきではないか。	本市としては、秋津サッカー場の人工芝化によって、多くの市民が年間を通して気軽に多様なスポーツやイベントを楽しむなど、スポーツに親しむ機会を提供することで、市民が明るく健康で活力ある生活を送ることが、本市の考える付加価値と捉えている。	-	-
R7/1	16	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(10)	①	再質問1	レアル・ソシエダと秋津サッカー場天然芝のホームタウン協定の意義について レアル・ソシエダと秋津サッカー場の間で、ホームタウンを協定のような関係を結ぶことは、市民や子どもたちにとって大きな価値をもたらす。 (1) 市民の利益と子どもたちの楽しみの創出 レアル・ソシエダが提供する「夢のコンテンツ」を活用することで、習志野市の子どもたちが世界レベルのサッカー文化や教育プログラムに触れる機会が生まれる。これにより、スポーツを通じた健全な育成や新たな夢を持つきっかけを提供できる (2) ユニークなイベントの開催と地域活性化 レアル・ソシエダとの提携を通じて、他では体験できない国際的なサッカーイベントや交流プログラムを実施することが可能となる。こうしたイベントは、観光や地域経済の活性化にもつながる。 (3) 習志野市の国際的な発信とブランド向上 この協定が実現すれば、習志野市はスポーツを通じて世界とつながる「夢の 架け橋」となり、国際的な知名度を高めることができる。これにより、市としての魅力が向上し、さらなる発展の機会を得るチャンスとなる。 レアル・ソシエダとの連携は、単なるスポーツ交流にとどまらず、市民の利益や子どもたちの成長に直結する重要な取組みとなり、同時に、習志野市が世界へ向けて、発信し、国際的な存在感を高めるチャンスでもある。この協定を通じて、地域の活性化と未来の可能性が広がる期待感につながるでしょう。 これについて、どのような考えを抱いているか？	「レアル・ソシエダと秋津サッカー場天然芝のホームタウン協定」については、その内容等に関する具体的な情報が一切ない。憶測で答えることは出来ないので、答弁は差し控える。	-	-

【教育委員会】令和7年第1回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/1	16	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(10)	①	再質問2	秋津サッカー場の利用制限に関する質問だが、現在、幕張の人工芝、「Z020パーク」で、リアル・ソシエダのアカデミーによる小学生向けのサッカースクールが、週2回（月曜・金曜の夕方）開催されている。これを秋津サッカー場に移転し、同様にスクールを実施したいとの申し込みが、12月末にあったが、「定期利用はしていない」という理由で断られた。しかし、このような運用が続けば、施設の稼働率が低下するのは当然のことであり、収益の向上も見込めない。そこで、「生涯スポーツ課」や「スポーツ振興協会」の考え方を根本的に見直し、利用制限を緩和することで、稼働率と収益の向上を図るべきではないか。今後、利用規制の見直しや、柔軟な運用への転換を強く求めたい。秋津サッカー場が「定期利用不可」となっている具体的な理由と根拠について伺う。	現在の秋津サッカー場は、天然芝であり、良質な状態を維持するため練習を行うにしても試合形式に限っており、スクールに必要な多彩な練習には対応できないため、希望に沿えなかった。この度の人工芝化は、このような事案に対応すべく、教育長の答弁にもあったが、多くの市民が年間を通して気軽に多様なスポーツやイベントを楽しむなど、スポーツに親しむ機会を提供することで、市民が明るく健康で活力ある生活を送ることが、目的の一つである。人工芝化を機に利用制限を最小限に抑え、これまでの概念にとらわれず、多目的な貸し出しに取り組み、利用機会の拡大を図る。	「秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針」に基づき取り組んでいく。	済
R7/1	16	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(10)	①	再質問3	先日、プリオベッカ浦安・市川の関係者と話をしてきた。現在、Jリーグ加盟を目指しているクラブの1つであり、JFL参戦時には規定により天然芝での開催が義務付けられている。そのため、現在は千葉県内を巡回開催する実質的なジブシー生活を送っている。また、J3リーグでも天然芝で5000人以上の収容が必要とされており、浦安市のプリオベッカ浦安競技場は人工芝のため、ライセンス取得の見込みも立っていない。その結果、JFLホームゲーム開催もできないという悩みを抱えている。さらに、アマチュアを除くノンプロチームからプロチームにおいては、公式戦で人工芝の使用が認められておらず、天然芝のみが認められている。もし秋津サッカー場が人工芝に変更された場合、トップチームによる公式戦が開催できない環境になり、地域にとって大きな損失となる。ヨーロッパのサッカークラブでも、この点は当然のこととして認識されている。特に、天然芝の秋津サッカー場では、今年度の15試合中、6試合が公式戦として開催できたことに、関係者は大きな喜びを感じていた。もし、秋津が人工芝に変更された場合、このような機会が失われ、地域にとっても非常に大きな損失となる。もし、社会人のJFLやプロの練習や公式戦が、秋津サッカー場で観戦できなくなったら、それを楽しみにしている市民や子どもたちの気持ちを考えると、とても悲しくなる。「12月の議会で、『みる』スポーツの需要に対応するための環境整備を進めている」と教育長の答弁があったが、実際には「みる」スポーツから遠ざかることになってしまう。浦安市では、プロも使用できる規格の天然芝サッカー場建設が水面下で進められている。本市のサッカー場が人工芝化されると、自治体間競争において、本市が遅れをとり、地域の魅力が失われると危惧している。このような状況に対して、市としてどのように考えているのか。	「秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針」においては、3つの整備方針を定めており、その中の一つに「みるスポーツの需要に対応するための環境を整える」としている。この内容は、観客席の容量の不足について言及しており、大型イベント時には仮設スタンドなど臨機応変に対応すべく、その設置スペースを確保するとしており、むしろ、人工芝化によって、多様な利用が見込めることで、サッカーだけでなく他の種目の試合などにさまざまな観客が訪れるとともに、「する」スポーツにおいても多様な展開をもたらす可能性があり、より一層の充実が図られるものと考えている。プロサッカーやアマチュアサッカーの状況は存じているが、本市の市民グラウンドという観点で捉えるならば、まずは児童や生徒が気軽に・便利に練習できるような良い環境を整え、基礎を築いていただく場として活用していただきたいと考えている。市民のための秋津サッカー場として今回提案している。	「秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針」に基づき取り組んでいく。	済
R7/1	16	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(10)	①	再質問4	秋津野球場は、冬の12月中旬から3月中旬までの3か月間も、使用できない状態が続く。このような環境を考慮すると、野球場に人工芝を導入することは、一つの有効な選択肢と言える。実際、日本プロ野球では人工芝の使用が認められており、これにより運営面でも好都合となる。さらに、指定管理者として実績のある千葉ロッテマリーンズに運営を委託することで、魅力ある野球球場として生まれ変わることが期待できる。この提案について、市としてどのように考えているか。	冬季の秋津野球場においては、土の攪拌、マウンドの解体・再形成、グラウンド凍結でのけが防止などの理由により、使用できない期間としており、妥当な対応と認識している。また、近隣他市の類似球場においても同様の期間を設けている。「秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針」において、秋津野球場の人工芝化についても、一定の財政効果や外野部分等を使用した多目的な利用の拡大など、多様なメリットも想定されており、秋津サッカー場の人工芝化の後に段階的に取り組んでいきたい。	「秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針」に基づき取り組んでいく。	済

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/1	16	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(10)	①	再質問5	「企業版ふるさと納税」を活用した、秋津サッカー場の「天然芝」を活かした施設改修について伺う。秋津サッカー場の施設の老朽化が進んでいる中で、早急な施設改修を進めるためには、財源の確保が課題となる。そこで、市の地方創生計画の一環として「秋津サッカー場の施設改修プログラム」を位置付け、企業版ふるさと納税を活用することが、すぐく効果的だと考える。このプロジェクトでは、「地域スポーツ振興」「健康増進」「国際交流」「天然芝・サッカー文化の発展」という明確な目的を掲げ、企業の社会貢献活動と結びつけることによって、稀少価値のある本物の天然芝をアピールし、多方面から多くの寄附を募りやすくすることができる。また、他自治体のサッカー場での成功事例を参考にしながら、市として制度の枠組みを整え、国の認定を受けた上で、積極的に企業へのアプローチを行うことが重要である。そこで、市としてこの取り組みを具体的に、どのように進めていくのか、お考えをお聞かせてほしい。	施設の老朽化対応については、先ほど市長が答弁したように令和14年度に長寿命化改修を行う予定であり、それまでの間は安全に配慮し、必要な改修・修繕を実施することとしており、令和7年度予算案にもトイレの改修費を計上している。先ほど答弁させていただいたが、人工芝化の主な目的は、利用者や稼働率の向上であり、天然芝の経費上の課題は、クリアできたとしても利用形態は変わらない。なお、施設の改修等に、企業版ふるさと納税を活用することについては、財源確保策の一つとして、必要に応じて対応するが、人工芝化と施設の改修については、第2次公共建築物再生計画の中間見直しにおいて、人工芝化は建築物ではないため、計画と切り離して検討することとされ、現在に至っているものである。	-	-
R7/1	16	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(10)	①	再質問6	関係団体からの天然芝に対する不満は何か入っているのか。また、何件なのか。天然芝を廃止してでも人工芝を作って欲しいという要望は何件入っているのか。	人工芝にして欲しいという声は直接届いていないが、予約や利用方法の問い合わせの際、10月の養生期間に利用制限をしているが、グラウンドが空いているのであれば、使わせて欲しい、例えばここでイベントをさせてほしいという提案があったが、養生期間のため使えないと回答した例がある。その団体に関しては、芝園フットサル場で事業を行った。また、利用制限のため練習に使えないという声も届いている。	-	-
R7/1	16	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(10)	①	要望	長寿命化改修について、市では7年後に6億円程度と見積もっていると思うが、これは天然芝であれば企業版ふるさと納税で必ず集まる。ブランド価値のある天然芝がまだ存在している間に、それを残すことを市長に決断して欲しい。	大変申し訳ないが、人工芝化を決断する。先ほど利用者の話があったが、サッカー以外の競技について練習場所を確保してほしいという意見が多くあり、これに対応することも必要だと思っている。貸し出しができない理由が理解しがたいという発言があったが、まさにそれが維持管理が難しいことを物語っている。欧米は地中海洋性気候や西岸海洋性気候であり、地理的に高温多湿ではないが、日本は高温多湿のため、野球場に関しても人工芝の球場が多い。これも含めて非常に維持管理が難しい。そして、秋津サッカー場の年間利用者が7,245人だが、公民館は42万人であり、一番小さな実花公民館でさえ1万9,000人である。秋津サッカー場の利用者のうち、市民がどれだけ借りているのか、この辺のことは調べていないが、おそらく市外の方も相当多いのではないかと思う。そのようなことをすべて解決できるのが、私は人工芝だと思っている。ふるさと納税の額の話はされたが、それよりも子どもがサッカー等のスポーツに出会うきっかけを作る、あるいは練習してもらう、そして大きくなってもらうことに時間や費用を割きたいと思っている。	「秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針」に基づき取り組んでいく。	済
R7/1	18	入沢 としゆき	5	都市環境部	都市政策課	都市政策について	2			本答弁	2.「緊急に対策が必要な」京成津田沼駅踏切（谷津第五号踏切）の「開かずの踏切」解消について 国土交通省は、道路及び鉄道の安全かつ円滑な交通確保を目的に、開かずの踏切など緊急に対策が必要な踏切を指定し、公表している。京成津田沼駅踏切（谷津第五号踏切）がピーク時間の遮断時間が、基準の40分／時以上を超える52分の開かずの踏切として指定されている。京成津田沼駅踏切が長時間開かないことが駅周辺の混雑の原因の一つとなっており、緊急の対策が必要である。道路管理者の千葉県と鉄道事業者の京成電鉄と協議して開かずの踏切対策の検討を求めるがいかがか。	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R7/1	18	入沢 としゆき	5	学校教育部	保健体育安全課	交通安全対策について	2			再質問2	第五中学校の生徒が登校時に踏切で長時間待っているのを見かける。通学の実態はどうなっているか伺う。	谷津第五号踏切は、第五中学校の通学路として指定されており、生徒が登下校で利用している。登下校の現状を申し上げると、朝の登校時に長時間待たないで済むように、踏切が上がる時間に出発時間を合わせたり、時間に余裕をもって自宅を出たりするなど、個々に時間を調整して対応しているものと捉えている。	-	-

【教育委員会】令和7年第1回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/1	18	入沢　としゆき	5	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	4			本答弁	4. 「過大規模」の鷺沼小学校建設事業について 文部科学省は「きめ細やかな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい」などと大規模校の課題を挙げ、過大規模校については速やかに解消を図るように設置者に促している。設置者である宮本市長は50学級を超える過大校の鷺沼小学校がふさわしい教育環境と考えるのか、併せて、国からの補助金はどういうものを申請しようとしているのか、伺う。	鷺沼小学校については、敷地が狭隘であること、また、現校舎を継続して利用していく場合、校舎は大規模な改修を、体育館は建て替えをしなければ、より良い教育環境を維持することが困難になるため、現校舎の継続的な利用は行わず、鷺沼特定土地区画整理事業の施行に伴い、移転することとしている。これまでの進捗状況としては、移転建替えにかかる基本計画の策定が完了し、現在は、基本設計に取り組んでいるところである。建替え用地は、同区画整理事業地内の西側に、約2万平方メートルの小学校用地が配置されており、この面積は、現在の鷺沼小学校の約1.5倍もの広さで、かつ、更地である。このことから、大きな制限がなく、学校として機能的な校舎配置などの設計が可能と考えている。児童数としても、最大時には50学級を想定しているが、多くの児童が在籍することになった場合においても、新校舎には、教室、特別教室、放課後児童会や放課後子供教室、体育館、その他必要な諸室について、十分に確保していく。校舎建設にあたっては、公立学校施設整備費国庫負担金や学校施設環境改善交付金といった国の財源の活用を図っていく。教育委員会としては、歴史ある鷺沼地域の皆様に支えられ、活気あふれる教育活動が展開できるよう、対応していく。	引き続き十分な施設を確保するよう進めていく。	済
R7/1	18	入沢　としゆき	5	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	4			再質問1	新しい鷺沼小学校は、現在の約1.5倍との広さとのことだが、児童一人あたりの面積は小さくなるのではないか	鷺沼小学校の建替え用地の面積は、現在の約1.5倍となる約2万平方メートルを予定している。児童一人あたりの面積については、毎年の児童数に応じて、変動するものであると認識している。	-	-
R7/1	18	入沢　としゆき	5	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	4			再質問2	区画整理地内に2つの学校を作る検討はしたのか	鷺沼小学校については、老朽化が進んでおり、現在の敷地が狭隘であることなどから、移転建替用地として、区画整理地内に用地の確保を求めたものであり、2つの学校を新たに設置する考え方を検討をしたことはない。	-	-
R7/1	18	入沢　としゆき	5	学校教育部	学務課	学校教育 について	4			再質問3	児童数が過大規模になるがその為に学区の変更はないのか	学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、地域住民にとっても身近な公共施設であり、地域コミュニティの活動拠点、地域における防災拠点としての役割を一般的に担っている。この度の鷺沼小学校については、新しいまちづくりの中心的存在として現在地から移転するものと理解している。今後の設計の進捗にあわせて、地域に丁寧の説明したいと考えている。	今後の設計の進捗にあわせて、地域に丁寧に説明したいと考えている。	済
R7/1	18	入沢　としゆき	5	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	4			再質問4	大規模の学校では、特別な支援を要する児童（パニックの場面）などへの個別対応のために、余裕スペースが必要であると言われているが、そのようなスペースを考えた設計を考えているのか	校舎建設の設計を行うにあたって、特別支援学級の教室の配置については、学校の規模に関わらず、パニックや多動・衝動性、安全面にも配慮し、配置を考える必要があると認識している。また、落ち着きを取り戻すことのできる空間を隣接して配置することなども必要と考えている。このたびの鷺沼小学校においても同様に計画していく。	鷺沼小学校においても同様に計画していく。	済
R7/1	18	入沢　としゆき	5	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	4			再質問5	新しい鷺沼小学校では、特別支援学級を4学級と想定しているがその根拠について伺う。	特別支援学級については、1学級8人を上限に編制するものであり、児童生徒数の増減が入級や指導の終了によって一定ではないため、長期的な推計が難しいという実情がある。そこで、教育委員会が、毎年実施している「児童・生徒数及び学級推計」においては、特別支援学級の児童生徒数及び学級数を当該年度から3年間のみ推計し、以後は同数としている。新しい鷺沼小学校の特別支援学級数についても、この方法に基づき推計した結果、現時点では4学級としているものがある。しかしながら、児童数の増減に伴い、特別支援学級の児童数及び学級数も変わってくることから、新しい鷺沼小学校の校舎においては、特別支援学級数の増減に対応できるよう、計画していく。	-	-
R7/1	18	入沢　としゆき	5	学校教育部	学務課	学校教育 について	4			再質問6	鷺沼小学校が50学級になった際の教職員数の想定について伺う	小・中学校に配置される教職員数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により国によって定められている。仮に鷺沼小学校が50学級になった場合、現在の制度においては原則、校長1人、教頭1人、学級担任50人、教務主任や音楽専科を担当する小学校増置教員が5人、他に事務職員が2人、養護教諭2人の合計61人が配置される教職員数となる。この他に、いじめや不登校といった生徒指導の課題、少人数指導や通級指導、外国人に対する日本語指導といった学習指導の課題に対応するための加配教員の配置が見込まれるところである。これら県が配置する教職員に加え、市が配置する技労士や事務補助職員、支援員といった職員が加わり、全部で70人から80人程度の教職員が勤務することが想定され、状況に応じて対応する。	今後も動向を注視していく。	済
R7/1	18	入沢　としゆき	5	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	4			再質問7	鷺沼小学校建設にあたって、どのような補助金を活用する予定なのか	鷺沼小学校の建設にあたっては、国の学校施設環境改善交付金の活用を予定している。当該交付金は、整備する内容によって、様々な補助事業が用意されている。現在、基本設計において整備内容を検討している段階であることから、活用する補助事業についても決定しているものではないが、一例として、危険改築、太陽光発電、屋外教育環境等のメニューの活用を想定している。教育委員会としては、制度的に可能な交付金を最大限活用していく。	制度的に可能な交付金を最大限活用していく。	済

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/1	18	入沢 としゆき	5	学校教育部	教育総務課	学校教育について	4			再質問8	国庫負担金の審査は、将来の50学級を見据えて行われるのか、開校時の27学級で行われるのか	公立学校施設整備費国庫負担金は、小中学校等における教室不足を解消するため、校舎や屋内運動場を新築又は増築する場合に、当該学校の学級数に応じた施設の必要面積から現在の保有面積を差し引いて算定した額の一部を国が負担するものである。この面積の算定にあたっては、新築や増築工事に着手する年度の5月1日現在における標準学級数に基づくとされている。現在の鷺沼小学校のように、18学級以上の場合は、基本面積として5,000平方メートルとされており、18学級を超えた学級数毎に173平方メートルを加算して、必要とする面積を算定することとなっている。また、向こう3年間に3学級以上増加することが見込まれる場合には、3年後までの時点として、見込まれる学級数を増やし面積を算定できるものとされている。このようなルールに基づき、国庫負担金の認定申請を行うこととなる。このことから、鷺沼小学校においては、開校時の学級数に近い学級数として面積を算出し、負担金が算定できるものと想定している。	-	-
R7/1	18	入沢 としゆき	5	学校教育部	教育総務課	学校教育について	4			要望	狭い敷地に子ども達を詰め込むような、新しい鷺沼小学校の整備は大きな問題がある。見直しを要望する。	-	今後も動向を注視していく。	済
R7/1	18	入沢 としゆき	5	政策経営部	資産管理課	まちづくりについて	7			本答弁	7. 民間事業者丸投げではない旧庁舎跡地活用について 「財源の確保」を事業の目的とし、なおかつ民間丸投げでは市民から求められている防災、健康増進、高齢者福祉、公園、子育て支援、社会教育などに応えることは出来ない。民間事業者丸投げで、なおかつ「財源の確保」を前提とした事業の撤回を求めるがいかがが。	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R7/1	18	入沢 としゆき	5	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	7			再質問5	菊田公民館の代替については十分ではないが、どう考えているのか伺う	前回定例会でもお答えしたとおり、旧庁舎跡地活用事業の方向性における公共機能としての多目的スペース200平方メートルは、現在、菊田公民館で各サークル団体が活動しておられる諸室の代替の一部として、主に現講堂149.16平方メートルの代替を想定したものである。他の諸室で行われている団体活動場所の代替については、現在、別途検討・調整中であり、令和8年度にスタートする次期計画、第3次公共建築物再生計画に位置付けていきたいと考えている。	他の諸室で行われている団体活動場所の代替については、現在、別途検討・調整中であり、令和8年度にスタートする次期計画、第3次公共建築物再生計画に位置付けていく。	未

報 告 事 項(2)

令和6年度末教職員の人事異動等について

令和6年度末教職員の人事異動等について、別紙のとおり報告する。

令和7年4月23日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

令和6年度末教職員の人事異動等について

1 令和7年度定年延長者及び再任用者の配置状況(4月1日現在)

	特例任用管理職	定年延長者 (61歳)	暫定再任用者(62～65歳) 定年前再任用者(61歳)		
			暫定再任用管理職	フルタイム	短時間
小学校	校長1	5	校長1 教頭1	16	15
中学校	校長1	0	校長1	15	4
事務・養護		0		1	0
合 計	校長2	5	校長2教頭1	32	19

※定年年齢の推移は別紙参照。

2 令和7年度講師・スクールサポートスタッフの配置状況(4月7日現在)

種類		臨時的任用講師		会計年度任用職員			
		必要数	配置数	非常勤講師		スクールサポートスタッフ	
				必要数	配置数	必要数	配置数
小学校	定欠	7	7	16	16	16	16
	代替	23	23				
	加配	7	7				
中学校	定欠	2	2	8	8	7	7
	代替	8	8				
	加配	2	2				
事務養護栄養		9	9				
合 計		58	58	24	24	23	23

※未配置 小学校 0 中学校 0

定欠・・・定数内欠補。国、県の基準で定められた教職員数に対して正式採用の教職員が足りない場合、臨時的任用講師を任用する。

代替・・・出産休暇・育児休業、療養休暇や休職等の代替をする臨時的任用講師。

加配・・・国及び県の予算によって配置できる教職員。少人数指導や日本語指導、不登校対策、小学校専科等を担当する。

【参考】習志野市教職員数 小学校385名 中学校206名 合計591名
(令和6年5月1日現在 管理職・講師を除いた人数)

3 令和6年度末教職員の異動者数

	令和5年度末	令和6年度末	令和6年度末の内訳
管外・県立等への異動者数 (習志野市⇒管外・千葉市・県立・国立)	4	4	東葛飾 3 千葉市 1
管内異動者数 (習志野市⇒勸奨)	41	44	船橋26 八千代14 市川2 浦安2
市内異動者数(習志野市⇒習志野市) ※再任用者は除く	41	71	小学校 52 中学校 19
退職者数 ※再任用者は除く	15	16	定年2 60歳3 勸奨4 若年他7
新規採用者数	27	53	小学校35 中学校14 養護3 事務1
行政(県市)への異動総数 (習志野市⇒行政)	22	17	市行政13 県行政4
合計	150	205	

※管外・・・葛南教育事務所以外の教育事務所の管轄する市町村への異動

※勸奨・・・葛南教育事務所管内5市(船橋・市川・八千代・浦安)において人材の交流を図ることにより、学校の活性化と教職員の人材育成に資することを目的として行われている制度。

管内他市で3年間勤務し、もとに所属していた市へ戻ることが原則とされている。

4 令和7年度教職員の女性管理職数

葛南教育事務所管内			習志野市女性管理職		
総数	校長	副校長・教頭	総数	校長	教頭
120	(66)	(54)	14(4)	8(2)	6(2)

()は新任者数

習志野市教育委員会 説明資料

	定年	年 齢 (歳)				
		昭和38年生まれ	昭和39年生まれ	昭和40年生まれ	昭和41年生まれ	昭和42年生まれ
R5末	61	60	59	58	57	56
R6末		61	60	59	58	57
R7末	62		61	60	59	58
R8末			62	61	60	59
R9末	63			62	61	60
R10末				63	62	61
R11末	64				63	62
R12末					64	63
R13末	65					64
R14末						65

○「新たな定年」まで勤務継続（フルタイム）給与 60歳時点の7割水準

○「定年前再任用」 勤務態様は短時間勤務のみ 新たな定年まで継続
定年前再任用の期間はフルタイムには戻れない

○「暫定再任用」 勤務態様は現行の再任用制度と同様 任期は1年以内

○管理職の場合、61歳になる年度から「新たな定年」まで主幹教諭・教諭等、管理職ではない職となる。但し選考により特例任用がある。また暫定再任用で管理職として任用する制度がある。

報 告 事 項（４）

令和７年度 指導重点事項について

令和７年度の指導重点事項について、別記のとおり報告する。

令和７年４月２３日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

令和7年度 指導重点事項

「確かな歩みを一步前に」
～一人一人が輝く 習志野の教育～



学習指導

- 「指導と評価の一体化」を意識した児童生徒の「分かる」「できる」を目指した授業づくり
- 全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、「ならしの学力向上プラン」を活用した情報活用能力、応用力、表現力を高めるための授業づくり
- 児童生徒とともにめあて（学習課題）を立て、自分事として問題を解決しようとする授業づくり
- 市立図書館と連携した学校図書館の機能の充実と、学校電子図書館の有効活用
- 授業支援システム導入によるタブレット端末の効果的な活用による、情報活用能力の向上、個別最適な学びと協働的な学びの推進
- 主体的なタブレット端末の活用による家庭学習の充実
- 幼児教育と小学校教育の円滑な接続となる「接続期のカリキュラム」の実践推進
- 評価方法の明確化と保護者への周知

特別支援教育

- ユニバーサルデザインの視点を生かした過ごしやすく、学びやすい環境づくり
- 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供
- 特別支援学級における学級経営と個別の教育支援計画・指導計画を活用した指導と評価の充実
- 管理職のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターを中心とした保護者との連携、通常学級と特別支援学級・通級指導教室との連携の充実
- 全ての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を目指した研修の実施
- 適正な就学相談・就学相談の実施

道徳教育

- 「考え、議論する道徳」の授業づくり
- 千葉県道徳教育の主題「『いのち』のつながりと輝き」を実現するための、家庭・地域との連携を重視した、学校全体で取り組む道徳教育の推進
- 人権感覚や規範意識の醸成
- 豊かな体験活動といじめ防止啓発

学校経営

- 学校運営協議会、地域学校協働本部を核とした、地域、保護者、児童生徒から信頼される安全安心な学校づくり
- カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえ教員一人一人が行う授業改善
- チーム学校によるいじめ・不登校対応
- 学校組織の活性化と人材育成による、教育活動の工夫改善、効率化

資質・能力を育成する授業の基盤

「児童生徒とともに創る授業」

～児童生徒の主体的な学びの実現に向けて～

対話を促すための**発問**

学びの内容を構造化するための**板書**

思考を整理するための**ノート指導**

学習効果を高めるための

タブレット端末活用

保健体育・健康・安全教育

- 体力向上につながる体育の授業づくり
- 家庭と連携を図った運動機会の確保と運動の習慣化
- 体力向上に向けた「遊・友スポーツランキングちば」の継続的な実施
- 活力ある生活を送るための生活リズムを作る「早寝早起き朝ごはん」の推奨
- 歯科・視力・衛生管理等の健康教育の推進
- 食育の充実と安全・安心な学校給食の実施
- 自分を守るために適切な行動がとれる力を身に付ける保健・安全・避難訓練を含めた防災教育の推進
- 部活動地域移行を見据えた、関係機関や地域団体、外部指導者等との連携体制の構築

生徒指導

- 生徒指導の四機能（自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）を働かせた授業づくり
- 児童生徒個々の不安や悩みを受け止めるためのSOSの出し方教育と教育相談体制の推進
- いじめアンケートの有効活用、校内体制の確立、情報モラル教育の充実による、いじめの未然防止と早期発見・早期対応
- 習志野市不登校支援基本方針に基づく支援の充実と「学びの多様化学校」等の活用による社会的自立に向けた不登校支援の推進
- 訪問相談、いじめメール相談、匿名メール相談 web アプリ「習志野子どもホットライン」、「フレンドあいあい」の活用と家庭・地域・関係機関との連携・協働の充実

総合的な学習の時間・特別活動・キャリア教育

- 体験活動の充実と他者との協働による主体的、探究的な学習活動の推進
- 持続可能な社会の担い手を育てるSDGs教育の充実
- 特別活動を要とする地域と連携したキャリア教育の充実とキャリアパスポートの確実な実施

研修

- 「千葉県・千葉市教員等育成指標」の6つの柱に対応するキャリアステージごとの目標を踏まえ、研修履歴システム Plant を活用した主体的・能動的な研修による教職員の資質能力の向上
- ICT 活用教育研修の充実、ICTマイスター育成事業の継続による、教職員の ICT 機器活用指導力の向上

令和7年度 指導重点事項について



令和7年4月23日(水) 令和7年習志野市教育委員会第4回定例会
指導課・保健体育安全課・総合教育センター

1



令和7年度 指導重点事項の方針について

令和6年度の振り返りから見えてきた課題

児童生徒の主体性 評価方法、タブレット端末の活用
いじめ・不登校 体力向上 防災教育・・・



令和7年度 指導重点事項

R7

確かな歩みを一步前に

～一人一人が輝く 習志野の教育～



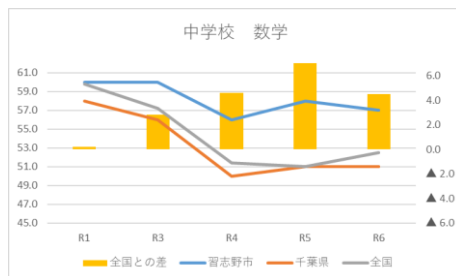
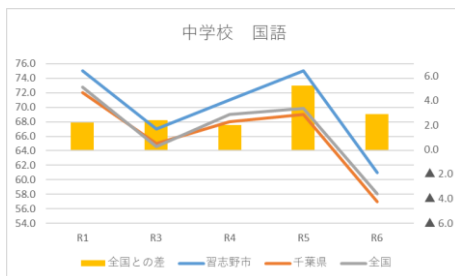
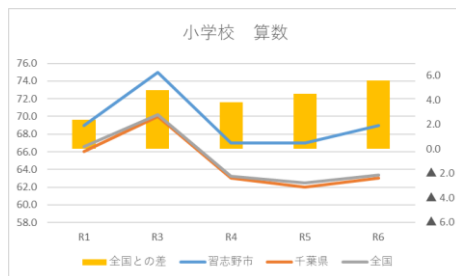
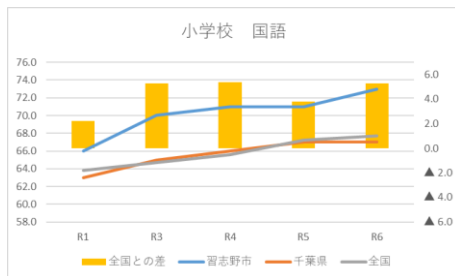
学習指導要領の実施状況



国や県の指導についての動向
習志野市教育行政方針

2

全国学力・学習状況調査 平均正答率



3

R6年度
全国学力・
学習状況調査児童生徒
質問紙調査
より抜粋

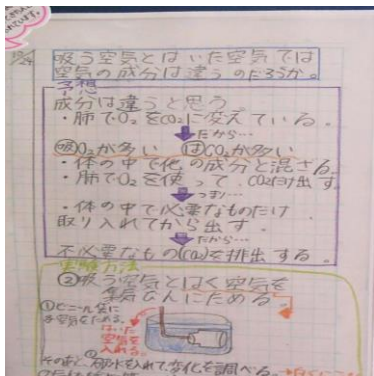
分からないことや詳しく知りたいことがあったときに、自分で学び方を考え、工夫することはできていますか

校種	市・全国	当てはまる (%)	どちらかといえば当てはまる (%)	どちらかといえば当てはまらない (%)	当てはまらない (%)	回答平均	市と全国の差
小学校	市	26.9	52.5	16.3	4.3	3.02	-0.059
	全国	30.3	50.4	16.2	3.1	3.079	
中学校	市	29	45.2	22.7	2.8	2.998	-0.034
	全国	28.2	50.4	18.1	3	3.032	

これまでに受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか

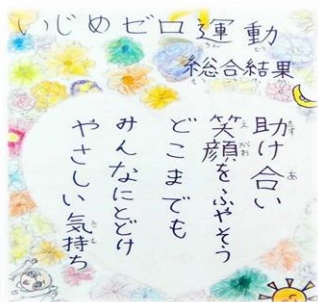
校種	市・全国	当てはまる (%)	どちらかといえば当てはまる (%)	どちらかといえば当てはまらない (%)	当てはまらない (%)	回答平均	市と全国の差
小学校	市	26.9	53.8	15.4	3.8	3.036	-0.051
	全国	29.5	52.4	15.5	2.5	3.087	
中学校	市	25.7	53.2	18	2.6	3.01	-0.031
	全国	27.2	53.1	16.7	2.6	3.041	

4



対話を促すための**発問**
 学びの内容を構造化するための**板書**
 思考を整理するための**ノート指導**
 学習効果を高めるための
タブレット端末活用
 R7 「児童生徒とともに創る授業」
 ～児童生徒の主体的な学びの実現に向けて～

習志野市の授業の伝統
 +
 児童生徒の主体性



学校経営

□地域、保護者、児童生徒から
 信頼される安全安心な
 学校づくり

R7 学校運営協議会
 →副教材費
 →学校評価



学習指導

R7 児童生徒とともにめあて(学習課題)
を立て、**自分事として**問題を解決
しようとする授業づくり

R7 授業支援システム導入による
タブレット端末の効果的な活用

R7 幼稚園・こども園・小学校の
「**接続期のカリキュラム**」の実践推進

R7 評価方法の明確化と
保護者への周知

7



特別支援教育

□ユニバーサルデザインの視点を生かした
分かりやすく、学びやすい授業づくり

□保護者との連携、通常学級と特別支援
学級・通級指導教室との連携の充実
→**管理職がリーダーシップをとり、**
全教職員が特別支援教育に関わる

□適正な就学相談・就学支援の実施
→**児童生徒にとって適切な学びの場**への
接続に向けた就学相談・就学支援体制
及び校内支援体制の確立と整備

8



総合的な学習の時間・ 特別活動・キャリア教育

- 体験活動の充実と他者との協働による主体的・探究的な学習活動の推進
→探究的な学習のプロセスの循環
- キャリア教育についての基本方針作成
→発達段階に合わせた系統的なキャリア教育の推進

保健体育・健康・安全教育

保健体育・健康・安全教育



- 体力向上につながる体育の授業づくり
→主体的に技能等を高めようとする授業へ
- 避難訓練を含めた防災教育の推進
→自分の身を守るための適切な行動（教職員含む）
- 部活動地域移行の推進
→関係機関や地域団体、外部指導員等との連携体制の構築・強化



習志野市不登校支援基本方針の構成

第1章 策定の趣旨

第2章 本市の不登校児童生徒の現状

第3章 本市の不登校支援の考え方

第4章 本市の今後の不登校支援の取り組み

生徒指導

- 生徒指導の**四機能**を働かせた授業づくり
によるいじめ・不登校の未然防止
→ **自己肯定感・共感的理解・自己決定・
安全安心な風土**
- **習志野市不登校支援基本方針**に基づいた
不登校支援の充実
→ **「一人ひとりの状況を踏まえた
寄り添った支援」
「将来の社会的な自立を目指す」
「人や社会につなげる」**
- **「学びの多様化学校」**の開室・活用推進
→ **「誰一人取り残さない教育」の実現**

11



道徳教育

- 「考え、議論する道徳」の
授業づくり
→ **自分事として考える道徳**
- 千葉県道徳教育の主題
「『いのち』のつながりと輝き」を
実現するための、**家庭・地域との
連携を重視した、学校全体で
取り組む道徳教育の推進**

12



研 修

□「千葉県・千葉市教員等育成指標」
の6つの柱に対応する研修

→「研修履歴システムPlant」
による研修受講履歴記録を活用

R7

ICT活用教育研修、
ICTマイスター育成事業の充実

→授業支援システムの
効果的な活用へ

13

●合同訪問実施校

(葛南教育事務所と市教委が合同で訪問し、
主に学習内容等について指導・助言するもの)

日 時	学 校 名
6月23日	香澄小学校
7月7日	実籾小学校
7月8日	袖ヶ浦西小学校
9月22日	第五中学校
10月27日	屋敷小学校
11月10日	第二中学校

●計画訪問実施園

(市教委が幼稚園教育に関する
事項について指導・助言するもの)

日 時	園 名
7月3日	屋敷幼稚園
7月9日	津田沼幼稚園

●公開研究会実施校・園

(各学校が自主的に研究しているもの
後援：習志野市教育委員会)

日 時	学 校・園 名	日 時	学 校・園 名
9月26日	袖ヶ浦東小学校	10月31日	大久保小学校
10月20日	第四中学校	11月11日	袖ヶ浦西小学校
10月21日	谷津幼稚園	11月12日	谷津南小学校
10月24日	香澄小学校	11月13日	谷津小学校
10月28日	津田沼小学校	11月17日	向山小学校
10月29日	大久保東小学校	12月19日	鷺沼小学校

14

報 告 事 項（５）

令和６年度いじめアンケート集計結果と令和７年度いじめ未然防止
施策について

令和６年度いじめアンケート集計結果と令和７年度いじめ未然防止施策につ
いて、別紙のとおり報告する。

令和７年４月２３日報告

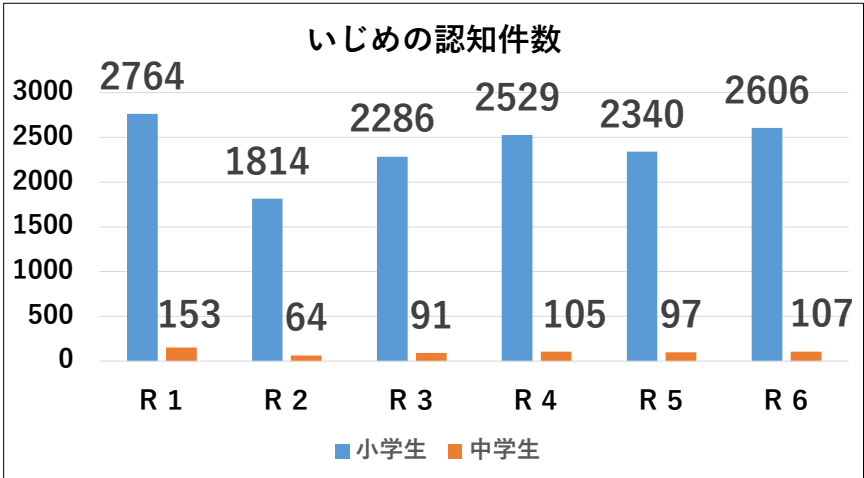
習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

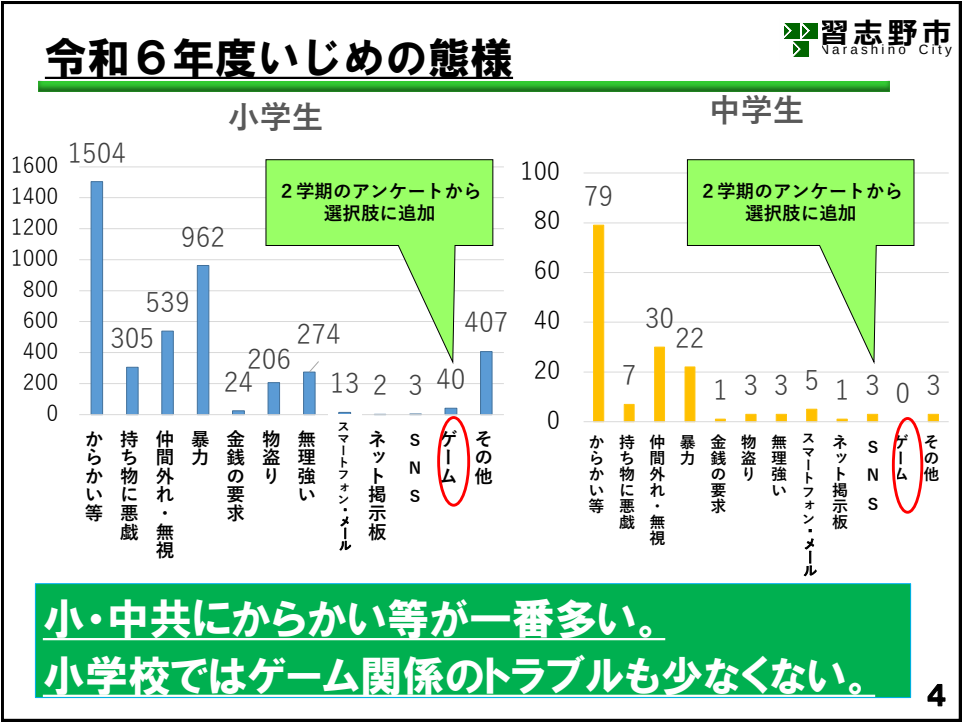
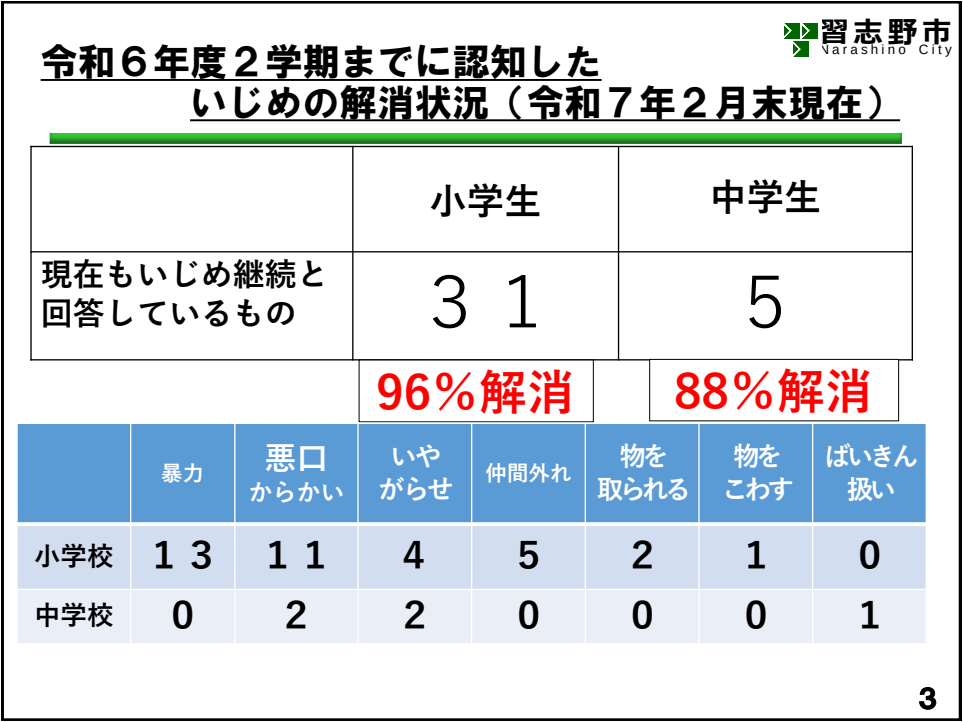
令和6年度いじめアンケート集計結果と 令和7年度いじめ未然防止施策について



令和7年4月23日(水) 教育委員会会議資料
習志野市 学校教育部 指導課

令和元年度から令和6年度までの いじめ認知件数経年変化（令和7年2月末現在）

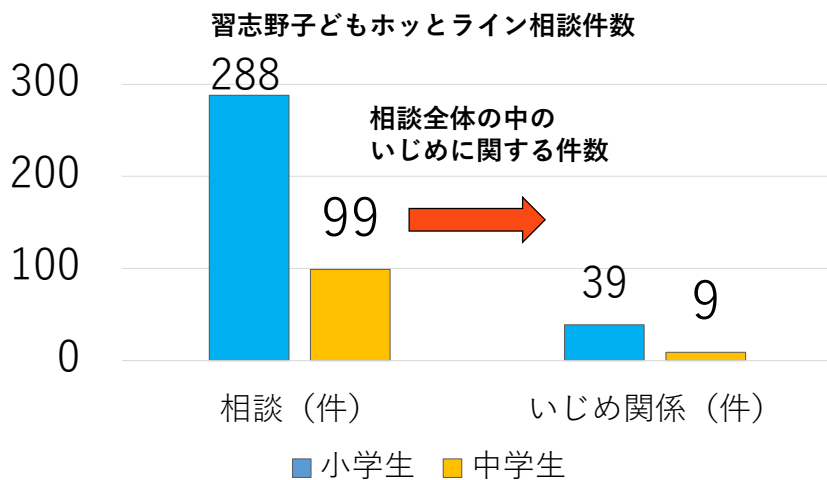




匿名メール相談WEBアプリ



における相談状況（令和6年度）



5

習志野市のいじめ対策として



いじめ対策のポイント

いじめ未然防止
早期発見への
啓発、研修

教育相談
の充実

6

いじめ未然防止、早期発見に向けた啓発



弁護士による児童生徒向けのいじめ未然防止授業



児童生徒向け授業

今年度は小学校7校、中学校3校実施予定

インターネット適正利用啓発学習会

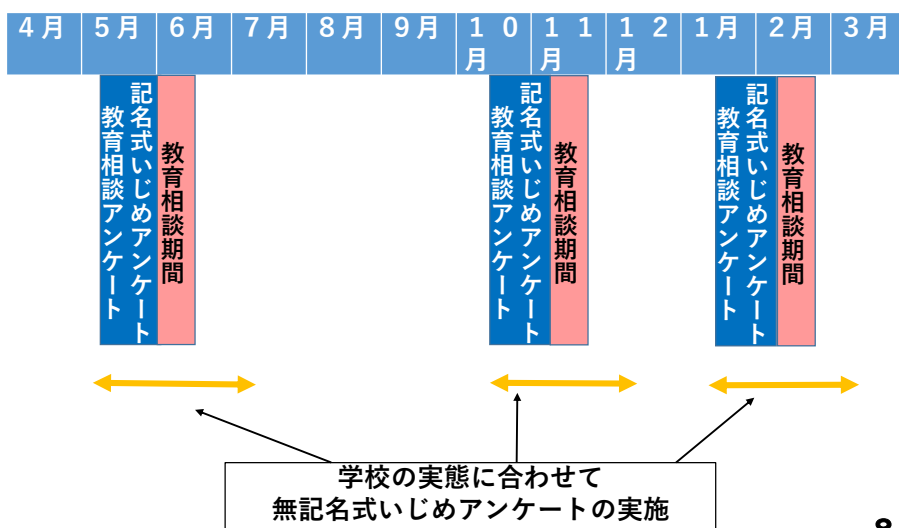


ネットモラル啓発のため

前年度は8校実施

7

教育相談の充実①



8

教育相談の充実②

匿名メール相談WEBアプリについて

匿名メール相談WEBアプリ「習志野子どもホッとライン」を活用し、相談窓口を広げ相談体制の充実を進めている。いじめの相談だけでなく、その他の相談が多数。

→相談をした結果、本人の悩みが解決した事例もあった。

習志野子どもホッとラインについて

メール受信 総合教育センター

- ・事実の確認・緊急性の判断・学校へ情報共有と内容確認
- ・アプリ業者と連携（個人の特定）

緊急性（高）

自殺、犯罪、いじめ、虐待等命に関わること
教職員との関係

保健体育安全課→緊急性の再判断
指導課・学務課へ共有

○関係機関との連携
こども家庭課、警察、いじめ問題対策委員

児童生徒の安全確保を最優先とした
個別の対応→学校と連携

緊急性（低）

総合教育センター
・返信文送信

保体課、指導課へ共有

相談の継続

学校へ情報提供
（必要がある場合）

今年度重点的な対策①



いじめ未然防止、早期発見に向けた研修

教頭研修・教務主任研修・生徒指導主任研修等
いじめ未然防止研修の実施



校内職員へ周知

11

今年度重点的な対策②



長欠児童へのアプローチ

令和6年度いじめアンケート回収

	小学生 8895人中	中学生 4074人中
記名式 未回収 (各学期平均)	30.6人	12.6人
無記名式 未回収 (各学期平均)	557人	273人

12

令和6年度 いじめアンケート集計結果(報告)

1 「習志野市いじめアンケート」の概要

(1) 目的

- ①市内の全ての市立小・中学校に通う児童生徒に、確実にいじめアンケートを実施することにより、各学校が定期的に自校のいじめの実態把握をして、いじめの早期発見、問題への迅速な対応、さらには未然防止に生かす。
- ②教育委員会が、いじめアンケートの集計結果より、市内の小・中学校のいじめの実態を把握し、対応及びいじめ問題対策委員会等、関係機関との連携に生かす。

(2) 本アンケートの生かし方

- ①各学校は、アンケートで認知したいじめについて、事実確認、いじめられた児童生徒への支援、いじめた児童生徒への指導、該当児童生徒の保護者への連絡等を行い、いじめ問題の解決を図る。
- ②教育委員会は、集計結果について市内の小・中学校のいじめの問題の傾向を分析、考察し、今後の指導事項、配慮事項をまとめて、各学校へ伝達するとともに各関係機関へ情報提供を行い連携等に生かす。

(3) アンケート実施上の配慮事項

- ①記名式アンケート実施にあたっては、年3回小・中学生ともに家庭に持ち帰って実施する。小学生においては、学校で記入後自宅に持ち帰る等、児童や学校の実態に合わせて実施する。児童生徒が他者の目を気にせずに記入できるようにするとともに、保護者がアンケートの内容を確認できるように実施する。
- ②「いじめられた」と回答した児童生徒には、担任がアンケート実施後に、丁寧に個別の聴き取り調査を行い、児童生徒が精神的な苦痛を感じているものは、全ていじめと認知し管理職に報告する。
- ③無記名式アンケートについては、年3回学校で実施をする。このことにより、いじめの解消を確認するとともに、記名式に書けなかった内容を把握する。

※令和6年度の変更点:無記名式アンケートをタブレットで実施した。

- ④各学校はアンケートの実施結果を年3回教育委員会に報告。(期限7月、11月末、2月末とする。)
- ⑤各学校において、アンケート用紙及び付属の資料等を含め、全てを5年間保管する。

2 アンケート集計結果について

令和6年度 いじめアンケート実施状況												
項目 校種	記名式アンケート						無記名式アンケート					
	回収数(人)			回収率(%)			回収数(人)			回収率		
	1学期	2学期	3学期	1学期	2学期	3学期	1学期	2学期	3学期	1学期	2学期	3学期
小学校	8,864	8,867	8,847	99.65	99.67	99.62	8,802	8,461	8,590	98.95	94.99	96.72
中学校	4,063	4,062	4,054	99.68	99.73	99.66	3,574	3,504	3,473	87.68	86.03	85.26

1学期実施期間:令和6年5月中旬～7月上旬(対象 小:8,895人 中:4,076人)
2学期実施期間:令和6年10月中旬～11月上旬(対象 小:8,896人 中:4,073人)
3学期実施期間:令和7年1月中旬～2月中旬(対象 小:8,881人 中:4,073人)

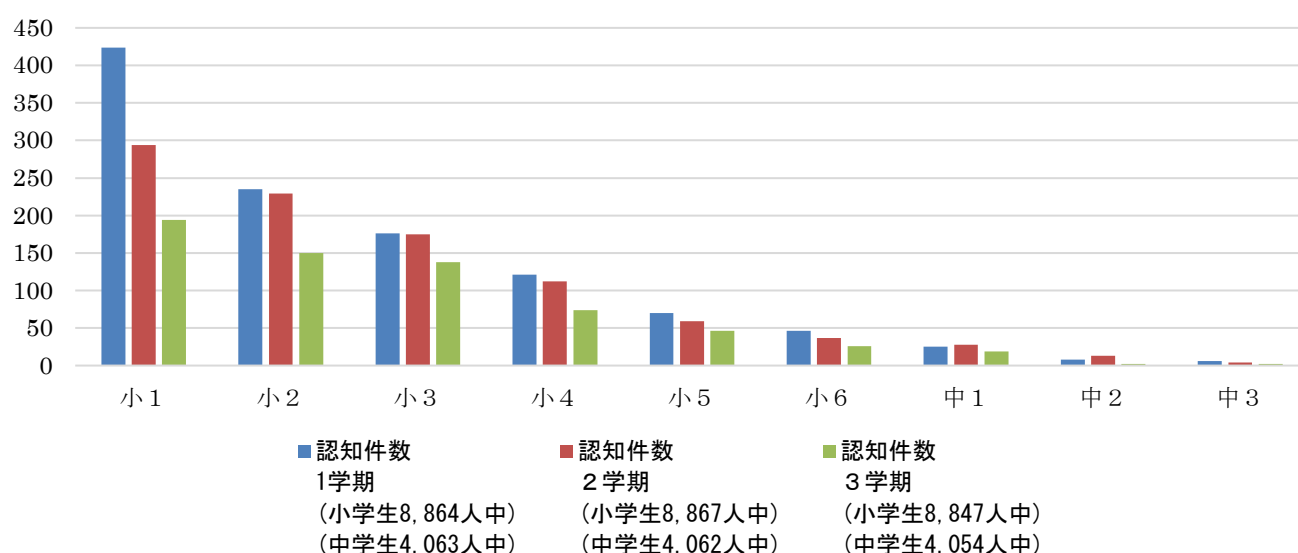
【資料1】 学年別のいじめ認知件数

(1学期～3学期記名式アンケートより)

(件)

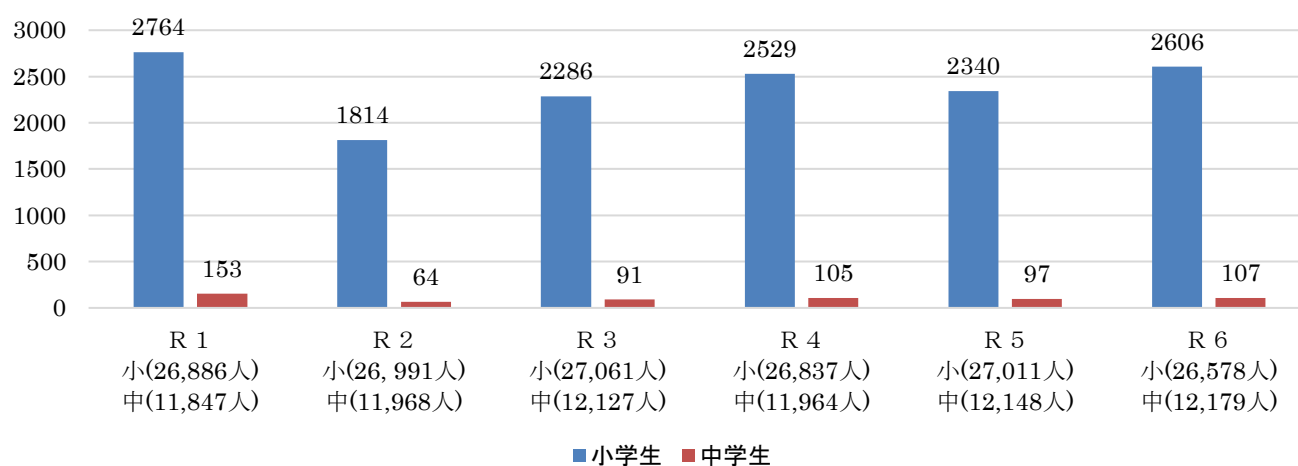
学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計	中1	中2	中3	計
1学期	424	235	176	121	70	46	1,072	25	8	6	39
2学期	294	229	175	112	59	37	906	28	13	4	45
3学期	194	150	138	74	46	26	628	19	2	2	23
合計	912	614	489	307	175	109	2,606	72	23	12	107

令和6年度いじめ認知件数【学年・学期別】



過去6年間のいじめの認知件数

(人)

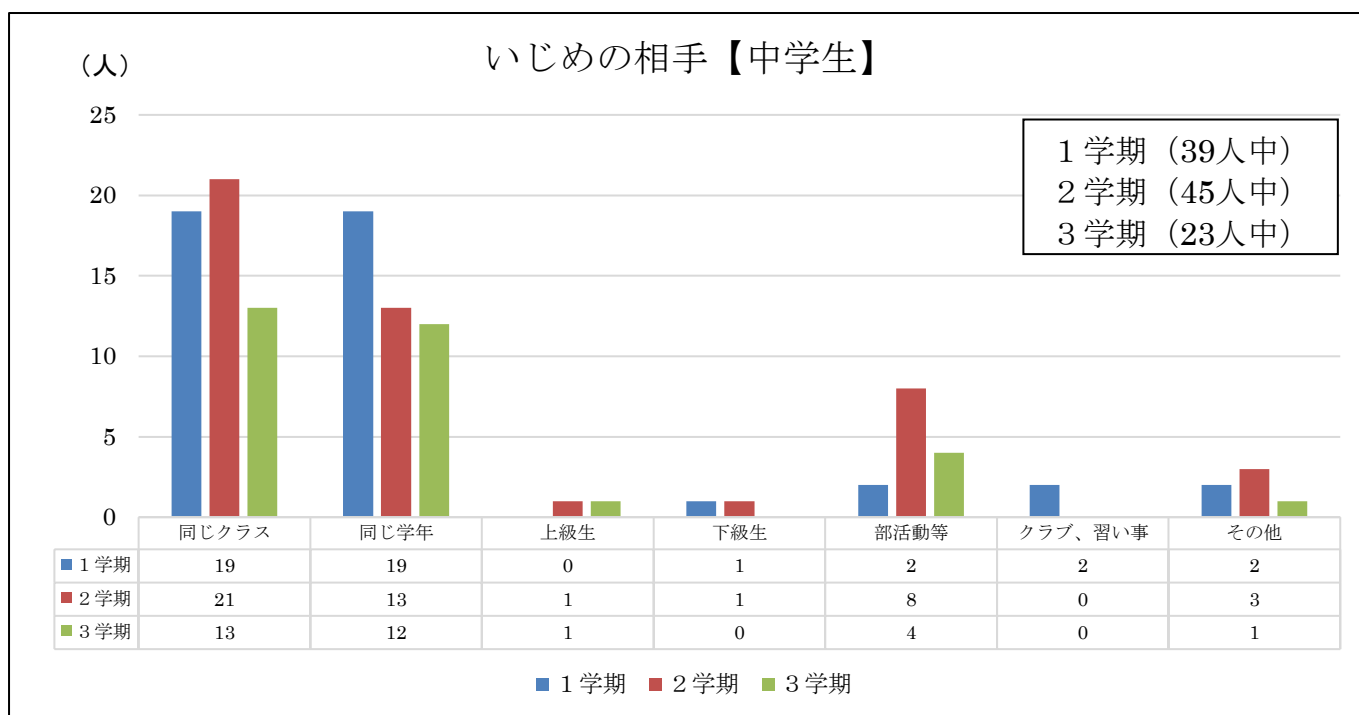
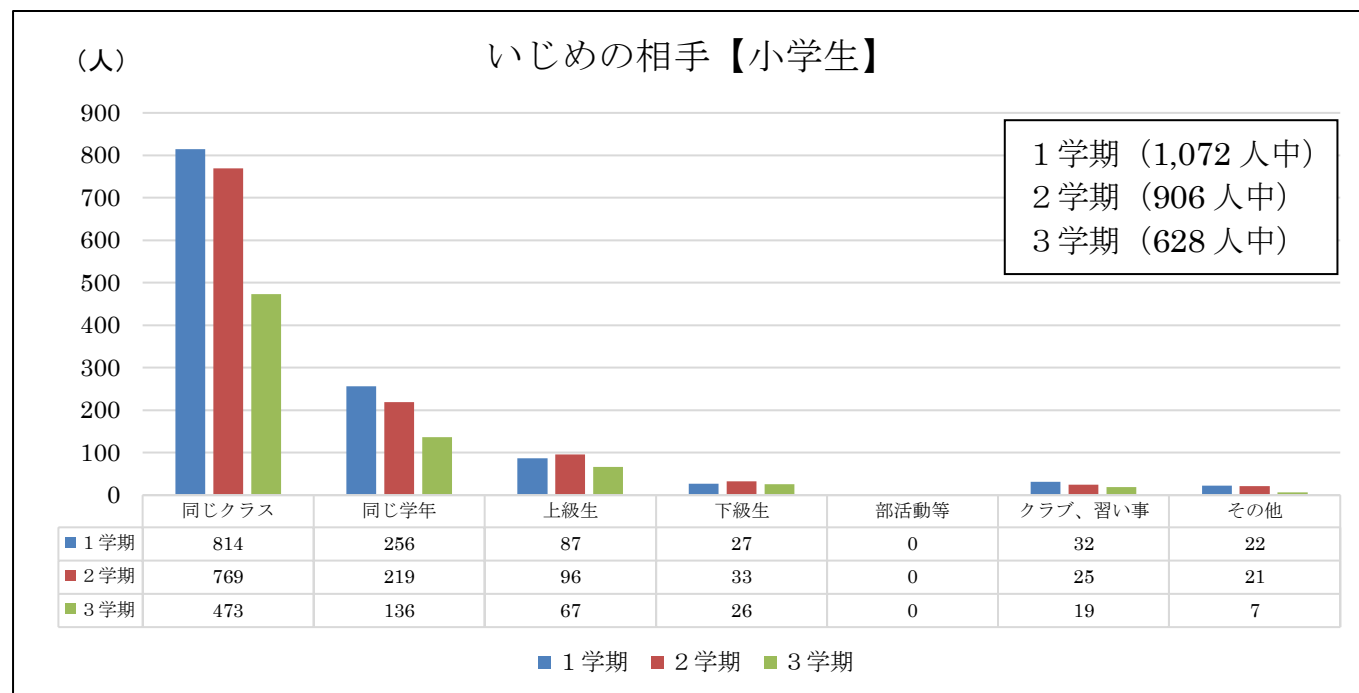


【結果】

- ① 学年が上がるにつれて減少傾向にある。
- ② 1学期の認知件数が最も多く、3学期が一番少なくなっている。
- ③ 認知件数の数値としては、例年と同様の傾向が見られる。

【資料2】 いじめられた相手

(複数回答可)

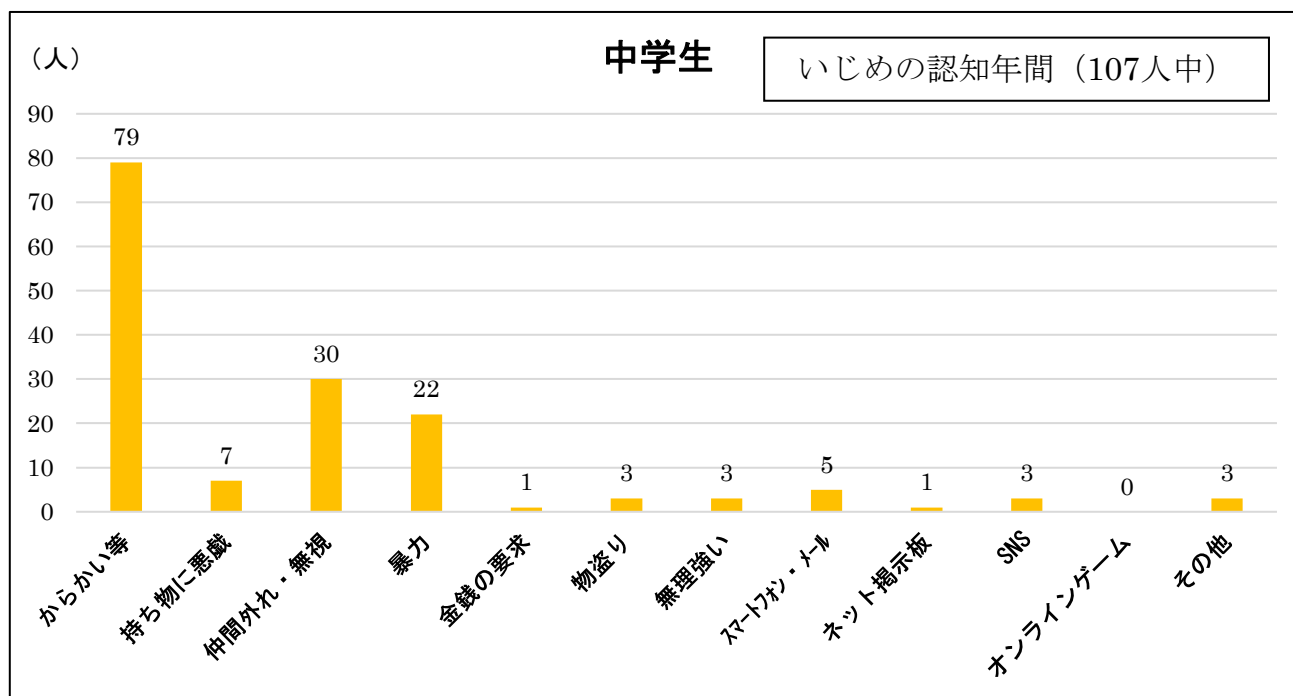
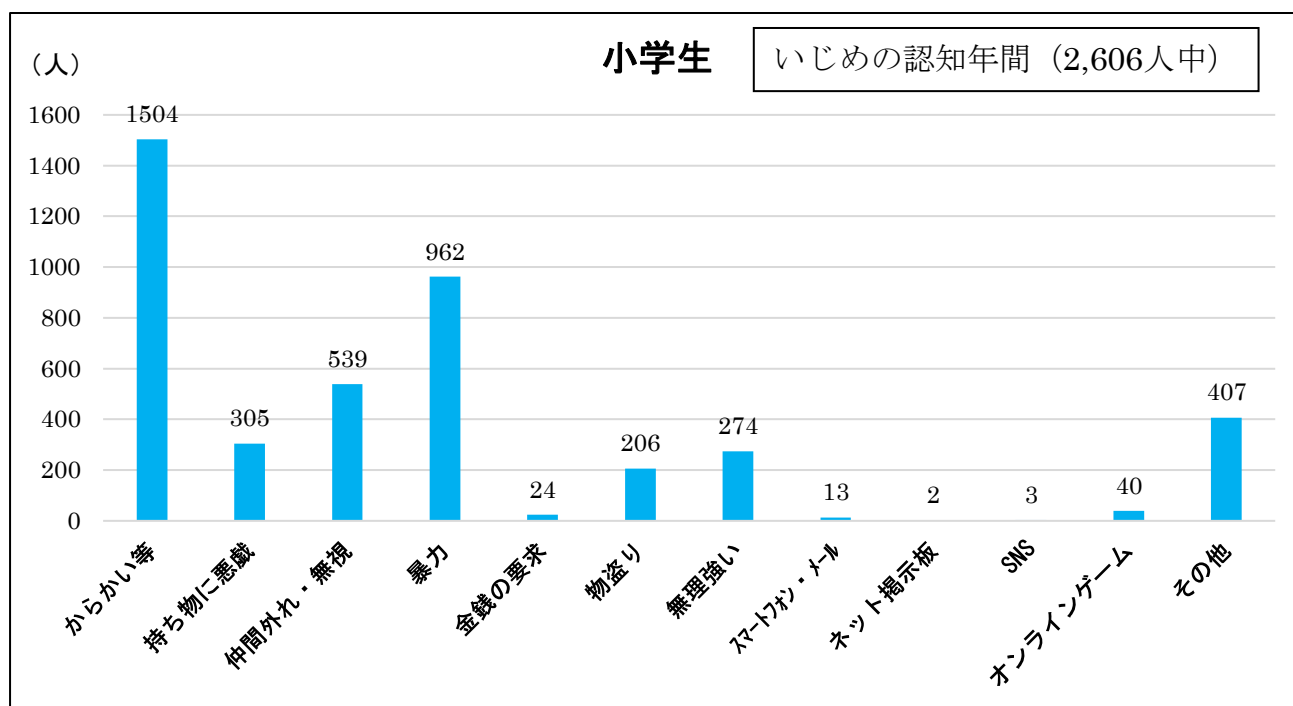


【結果】

- ① 小学生では、いじめられた相手は、「同じクラス」が最も多く、続いて「同じ学年」となっている。「同じクラス」、「同じ学年」ともにいじめの認知件数は学期ごとに減少している。
- ② 中学生でも、いじめられた相手は「同じクラス」、「同じ学年」が同様に多い。中学生は、3番目に「部活動」の認知件数も多く、2学期の数値が増加している。

【資料3】 いじめの態様(令和6年度合計)

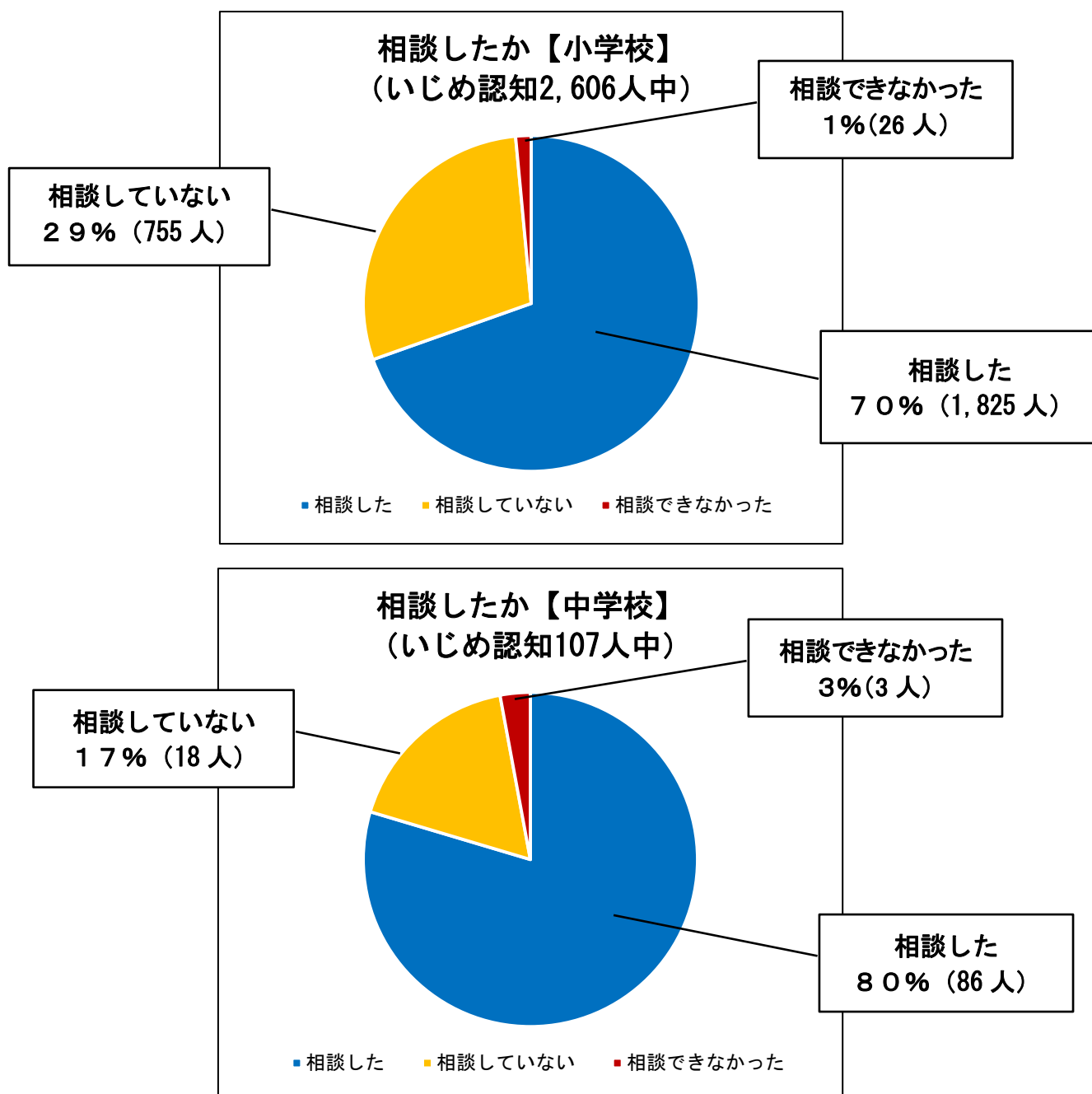
(複数回答可)



【結果】

- ① 小学生・中学生共に、いじめの態様として「からかい等」が特出して多い。
- ② 小学生のいじめの態様は、2番目に「暴力」、3番目に「仲間外れ・無視」が多い。
- ③ 中学生のいじめの態様は、2番目に「仲間外れ・無視」、3番目に「暴力」が多い。
- ④ 2学期のアンケートから追加した「オンラインゲームなどでいやなことをされたり書きこまれたりした」という項目については、小学生で合計40人が「ある」と回答している。

【資料4】 いじめられたとき誰かに相談をしたか



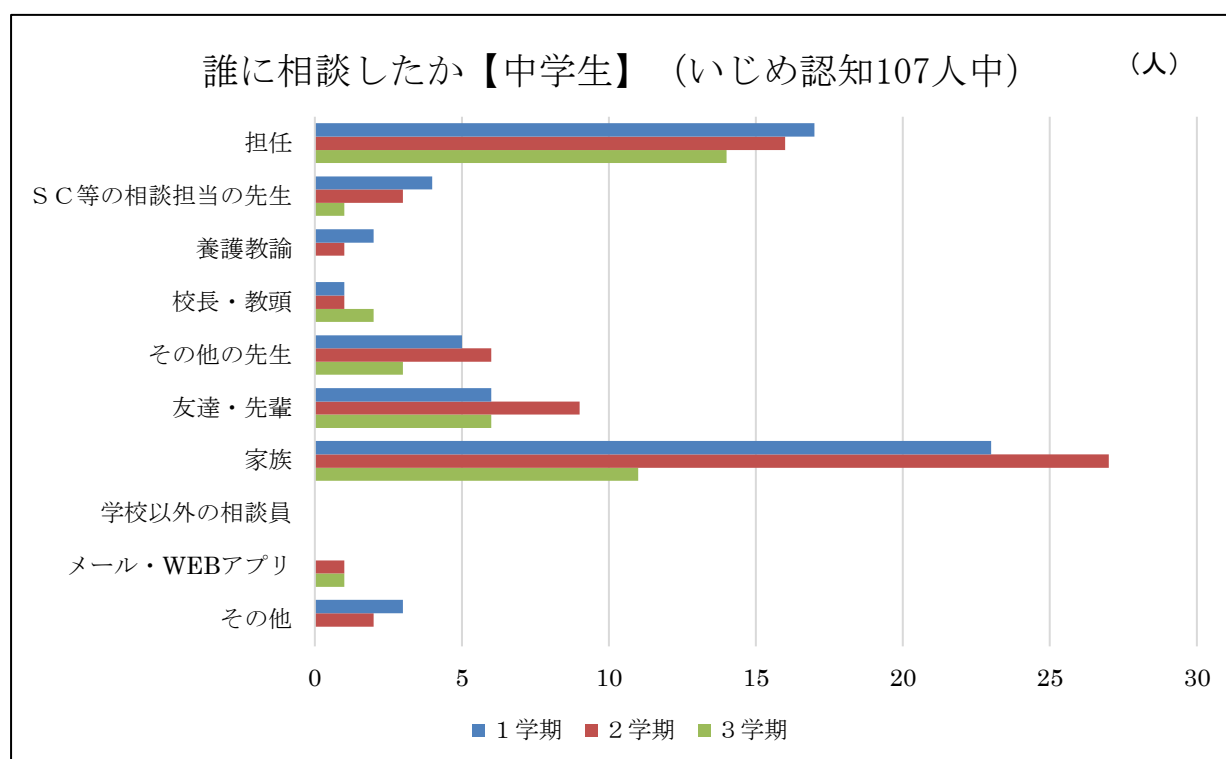
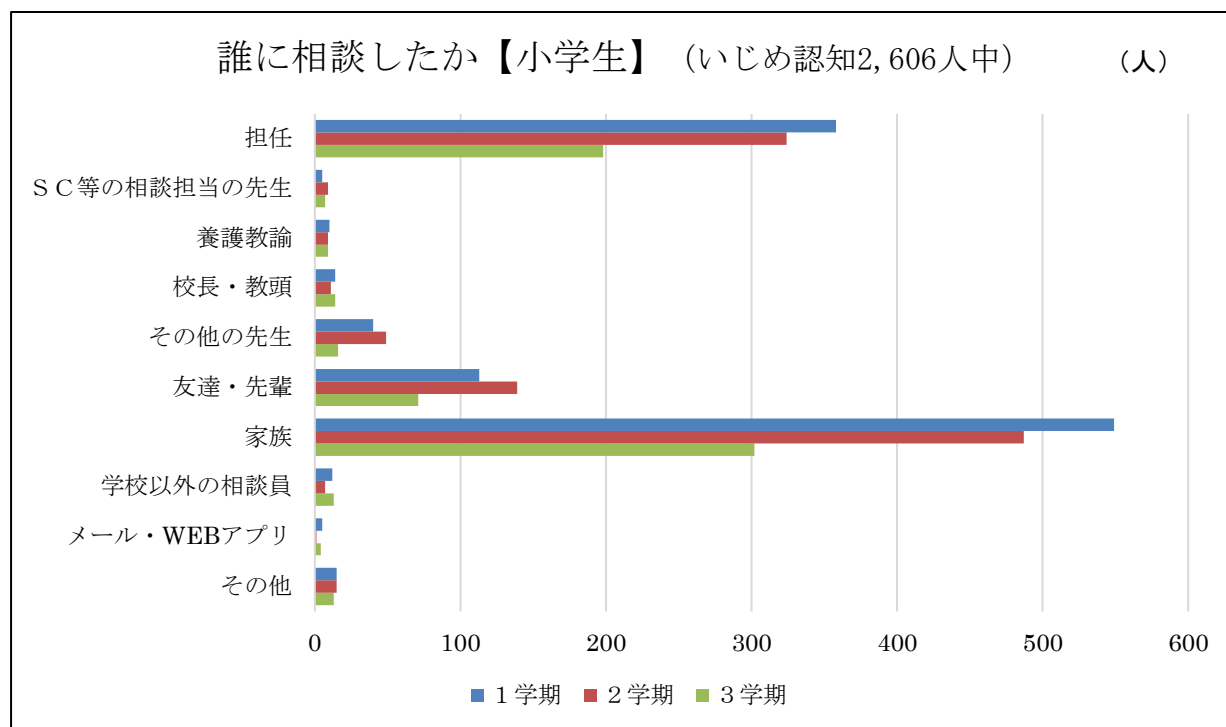
【結果】

いじめを認知した件数に対して、いじめアンケート実施時点での相談をした割合は、小学生が70%、中学生が80%の割合であった。「誰に相談すればよいかわからない」や、「自力で解決できると思ったから」「恥ずかしい」という理由で相談していない児童生徒がいた。また、「相談したらいじめがひどくなりそう」という理由で相談を躊躇する児童もいたことから、相談しやすい環境を整えていくことが大切だと考えられる。

(※いじめアンケート実施後には、各学校で教育相談期間を設定し、全児童生徒との個別の教育相談を実施している。)

【資料5】 いじめられたとき、誰に相談をしたか

(複数回答可)

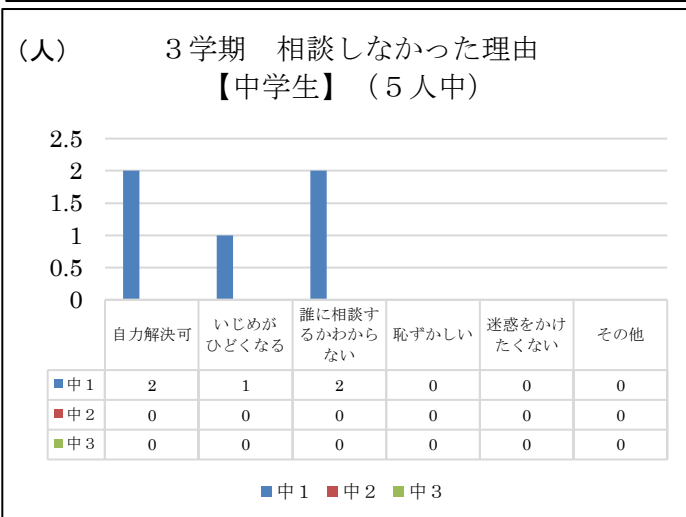
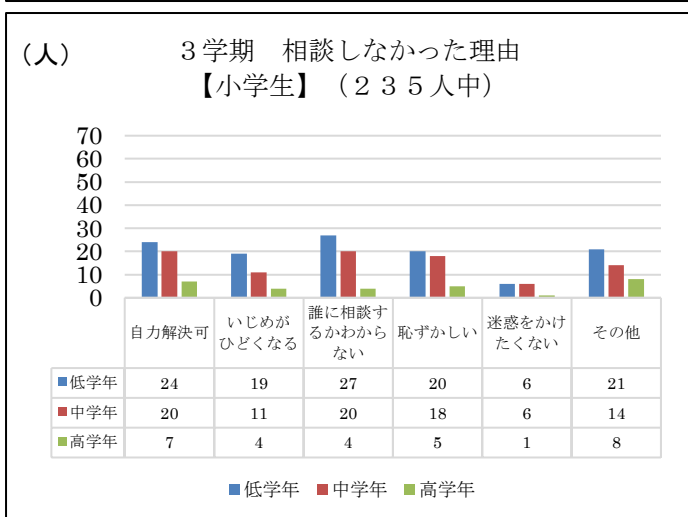
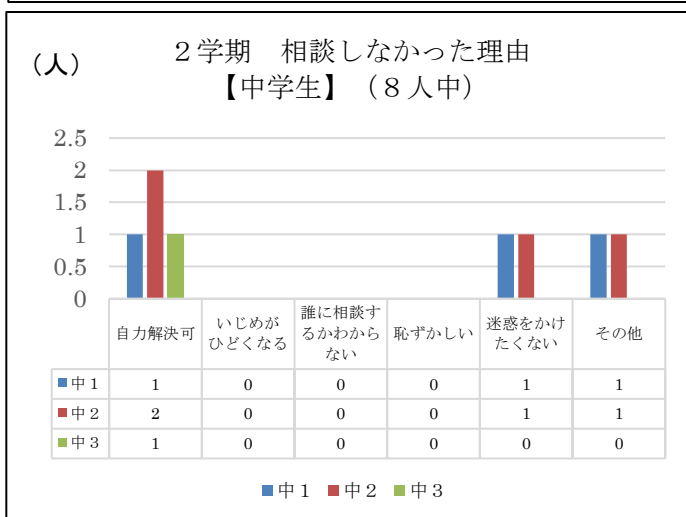
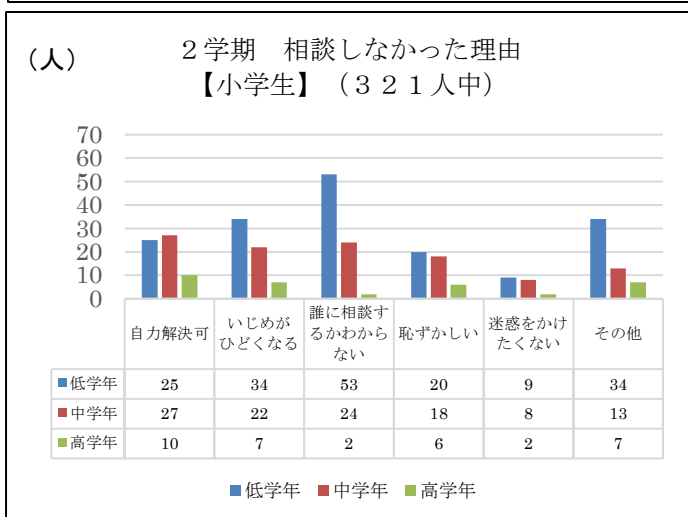
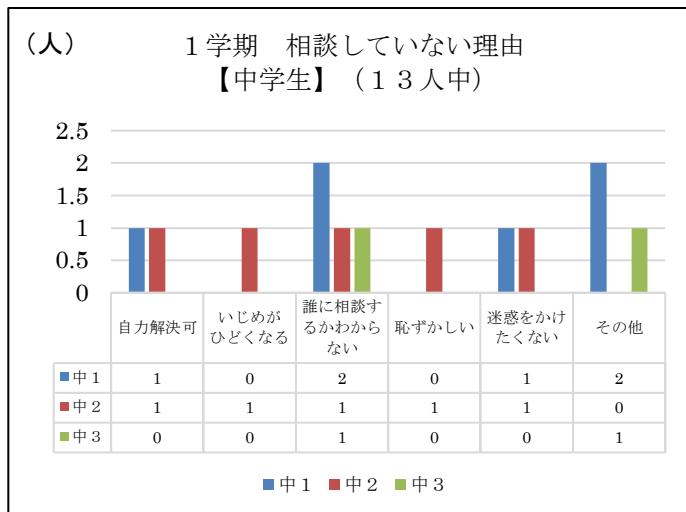
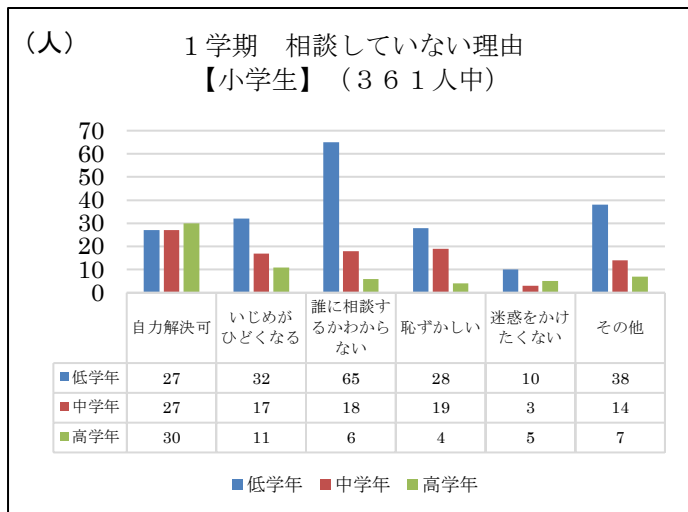


【結果】

- ① いじめられたときに、誰に相談をしたかという質問に対しては、小学生、中学生共に「家族」、「担任」が相談する相手として多い。
- ② 一番身近な家族や担任以外にも、教職員や友達、スクールカウンセラーやメール相談など、多方面に相談していることがわかる。

【資料6】 なぜ相談しなかったか

(複数回答可)



【結果】

- ① 相談をしていない理由に関しては、小・中学生ともに「誰に相談するかわからない」が多い。
- ② 小学校中学年に関して、「いじめがひどくなる」項目についての人数が1学期と2学期は横ばいだったが、3学期には減少した。
- ③ 1学期から3学期にかけて、小学生の「誰に相談するかわからない」の項目についての割合は減少している。

【資料7】 いじめアンケートに関する事後確認

(件)

	小学校	中学校
令和6年度1学期のアンケート いじめの認知件数	1072件/ 8,864件	39/ 4,063件
令和6年度2学期のアンケート いじめの認知件数	906/ 8,867件	45/ 4,062件
		
上段の件数のうち現在もいじめ 継続と回答しているもの (3学期調査)	(96%解消) 31	(89%解消) 5

※1 未解消のいじめについては、既に教育相談等とおして聴き取りを行い、現在指導対応である。

※2 3学期のいじめに関するアンケート後の解消状況については、来年度1学期の「いじめアンケートに関する事後確認」に表される。

【結果】

- ① 令和6年度1学期、令和6年度2学期実施のアンケートで認知されたいじめに関して、2月末日時点(3学期のいじめアンケートで確認)では、小学校で31件(96%解消)、中学校で5件(89%解消)が継続と回答している。
- ② いじめアンケートで認知されたいじめに関しては、早期解決に向けて学校が組織的に動いていることから、高い解消率になっている。しかしながら、認知後3ヶ月を経過しても解消に至らない事案もあることから、継続的な対応が必要である。